

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

議員定数等に関する特別委員会会議録 (3)			
日 時	平成 1 8 年 6 月 2 7 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 4 時 5 1 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	松本委員長、北野副委員長、井川・菊地・小林・大畠・前田・ 横田・成田・佐々木 (勝) ・斉藤 (陽) ・秋山 各委員		
説 明 者	議案第29号 森井・大橋・高橋・佐藤 各議員 議案第30号 若見・新谷・古沢 各議員 総務・財政・経済・港湾部長ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

それでは、ただいまから議員定数等に関する特別委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、小林委員、佐々木勝利委員を御指名いたします。

この際、申し上げます。

当委員会に付託されました議案第29号及び第30号の審査の必要から、昨日に引き続きまして両議案の提出者である議員の皆さんに御出席をいただいております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合、共産党の順といたします。

それでは、自民党から質疑を開始します。

横田委員

議案第30号の手続について

昨日の歳費の削減の方のやりとりで、数字がちょっと提案者と合わなかった面も含めまして、引き続き質問をさせていただきますが、まず昨日のやりとりの中で、公明党の斉藤陽一良委員もおっしゃっていましたが、歳費の削減、現在5パーセントです。それから、手当の20パーセント加算分についてはそのままという、財政再建に関する小樽市議会検討会議で共産党も含めて合意がなされた。そういった合意があるにもかかわらず、前回の修正案、そして今回の条例案の提案ということですが、これについて昨日私はやはりそういうところで一度合意を見たわけですから、もし再度研究されておっしゃいましたが、変更の必要性が出てきた、あるいは見直さなければならぬという場合には、もう一度検討会議で議論するのが当然ではないのか。それで、意見が合わなければ、この定数のようにそれぞれが条例案を出してという形になるのではないのかという、そういった手続のことについて尋ねましたが、明確なお答えをいただけていなかった。そうした方がいいのではないのかということに対して、定数がというお答えでしたので、それは私らの見解を述べさせていただきました。もう一度今言ったような手続どおりやるのが本来の流れではないのでしょうかという質問をさせていただきました。

古沢議員

昨日も答えた中に、例えばこのテーマについて各党派代表者会議等で議論してはという御質問もありました。それは私たちは否定しませんし、ぜひ大いにやっていくべきだという、そういうスタンスは持っています。12月以降、議員定数問題で議会で特別委員会が開かれて、既に二つの定例会を過ぎている。この間、議論が発展してきていますが、その都度私たちは、議員定数は削減すべきでないという立場で見解を発表していますし、市民の皆さんにも答えてきております。

そうする中で、市民の皆さんの側から、それでは議員定数削減というふうに提案されていることに対して、共産党は具体的にどのような提案をするのかということを求められた経過もあります。そういう12月議会以降の議論の発展の中で、私たちの提案として、既に17年度に全会派一致で小樽市議会として議員総意で議員報酬を当分の間5パーセント削減しようではないか、その他旅費等についての見直しをしようではないかと。あわせて17年度の全会一致による削減効果額は、トータルで2,200万円ほどに上る。これは一つの財産だと思うのです。これはぜひ市民の皆さんに議会としても知っていただきたいと。市が財政再建を進めて市民の皆さんにも負担をお願いしている。市の職員についても3パーセント、5パーセント、そして今年から7パーセントという給料のカット、こういう痛みをそれぞれ議会も参画する中でそういう状況が町場でも、職場の中でも起きてきているわけですから、そうしたときに、わかりやすく言えば、上乘せして、皆さん方と対立するという提案ではないのです。皆さん方ももう一度こ

ういう角度から考えることができませんでしょうか。議員定数 4 名を削減しなくても 7 パーセントカット、それから手当の 20 パーセント加算を廃止することによって、効果としては同じように市民の皆さんの声にこたえていくことはできるし、それこそこの任期中から実現することができるのであるから、ぜひ皆さんと一緒にそのことを検討して、一つの到達点を持ちたいという内容で提案をしたわけです。

ですから、これまでの経緯・経過を無視しているわけでもありませんし、そしてその上に立って、その財産を生かしつつ、上乘せで皆さんともう一度、市民の皆さんに議会としてこういう答えを示すことができないかという、そういう立場から提案をさせていただいています。

横田委員

お答えになっていないかと思うのです。今、古沢議員が淡々と述べられたことは、検討会議で十分できるわけです。ですから、繰り返しになりますけれども、一回決まったこと、これは共産党も、その規約にあるように決まったことは党内でしっかり議論しましょうというか、みんなでちゃんとあれしていこうという、そういった政党だと思えますよ。それを、党の外に出たら、それは違う。この立場が逆だったら、たぶん共産党はお怒りになると思えますよ。今までも本会議であったことでふぐあいがあった場合には、それは本会議でやらなければだめだというお話もされておりますし。

(「違うよ」と呼ぶ者あり)

いやいや、同じですよ、これは。なぜ今回だけ、ばんとそういうところから出て、共産党がこういう提案をするのだと。これは提案理由にもあるように、共産党は議員削減をしないから、そのかわりだということだと思っておりますけれども、それではちょっと今までのルールからイレギュラーだと、昨日も言いましたけれども、そうではないのかなというふうに私は、今、思っています。どうでしょうか。ちゃんとその部分についてお答え願いたいと思います。

古沢議員

市民の皆さんに議会がわかりやすく議論しているという点で言えば、積極的な提案だというふうに私たちは自負していますけれども、何度も言いますように全会一致でつくり上げた財産を、これを否定しているわけではないのです。その上に立って、皆さんともう一度考えようという提案をしているわけです。ぜひ、これになるほどなど、賛成だというのであれば、手続論とは別に、これは皆さんの態度表明をお願いしたいと思うのですが、手続論的に言っても、これは議会で議論できるのではないですか。検討会議で各会派の皆さんと議論して、一致しないテーマについては議会に提案してそこで決着をつけるということが、これは当然だと考えておられる皆さんが、一致した点についてさらにそれを前に発展させたいということを議会の場に提案して議論してはいかがなものかというのは、これはそれこそいかがなものかと思うのです。

横田委員

そういうお考えもあるのかなという。

(「建設的なのだ」と呼ぶ者あり)

さっきも言ったように、立場が逆だとずいぶん違うふうになるなというふうに感じます。だれも全会一致したことを否定しているうんぬんという話はしていません。それを当然見直すことも出てくるでしょうし、それから今言及されたように、やはり 7 パーセントにしようかというお話ですから、それはみんなで話し合える場、ここですと、条例案で出されたらマルかバツかしかないわけですよ。7 パーセント、8 パーセントにしたい、あるいは 6 パーセントにしたい、20 パーセントの加算を 15 パーセント、そういう話が全然できないわけです。そうではないですか。それは条例案を採決するわけですから、そういう話はやはり検討会議でしかできないわけですよ。それを踏んでからで、それで意見が合わなければ、今、古沢議員がおっしゃったように、こういった提案をして、皆さん方に可否を諮るということであれば、これはそれはそれでいい方法かと思えますけれども、私としてはというか、昨日公

明党もおっしゃいましたので、各会派の人はそうは思っていないのかなということ、こればかり長くやれませんが、

それと、今のと関連しますが、昨日後段の方のやりとりで、古沢議員から議案について 2 パーセントの上積み賛成するのならマルにしてくださいよと。7 パーセント削減に反対ならバツにしないで、それから 20 パーセントの加算をやめるといふならマルにしてくださいと、やめないならバツにしてくださいと、そうおっしゃられましたよね。これは、私は非常にアンフェアな議論なのですよね。新谷議員の提案説明の中で、今の議員報酬の話をする前に、議員定数の話には当然触れられていますよね。この提案説明では議員定数は減らさないのだという、だから議員報酬を削減するのだという議案ですよ。我々は、議員定数は減らしますという意向を表明しているし、それからそういった提案をされている会派も 2 会派あるわけです。そうすると、どう考えても議員定数を削減しないのだというこの議案の提案説明には、最初からもう乗れないわけです。乗れないのは、それは古沢議員も当然わかっていると思うのです。それなのに、いや削減に反対ならバツにしないでというのは、この提案には最初から我々は賛成できないわけですから、議員定数を削減しないと言っているわけですからね、この提案理由で。

(「セットになんてなっていないでしょう、議案が別なもの」と呼ぶ者あり)

いや、提案理由でそうやっておっしゃっているのではないですか。新谷議員、違いますか。

(「提案説明で言っているって」と呼ぶ者あり)

新谷議員

私たちは、北野委員が昨日かなり話したように、現在の議員定数は必要だと考えております。なぜかといいますと、四つの委員会で審議をする上で、一定の人数は必要ですし、それから財政規模を考えた上で言いますと、他都市を調べましたところ、小樽より財政規模が小さいところは定数が少ないということもあります。けれども、小樽の一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、ざっと 1,446 億 507 万円、これを審議していく上では、やはり人数が必要だというふうに思っております。それと、

(「御主張はわかりました」と呼ぶ者あり)

地方自治法上、法律上、それは底なしということではありませんから、昨日も何回も話したとおり、そういう点で人数が必要だと考えております。しかし、市民負担、市民の皆さんはこれ以上負担をかけてほしくない、そういう思いでいっぱいだと思うのです。一番わかりやすい提案として、議員も市民と一緒に身を削ると、そういうことで言いました。

定数は別に提案しておりませんから、その辺は誤解なくお願いいたします。

横田委員

定数の削減の提案はもちろんしていないのはわかります。ただ、新谷議員みずからがおっしゃった提案説明の中で、議員定数は削減しないけれども、そのかわりに議員報酬を削減しますよという趣旨ですよ。これはここにありますが、反訳したやつが。ですから、我々は、繰り返しになりますけれども、議員定数は削減しないのだという提案理由の議案に、もうパーセントがどうこうではなくて、最初からそこには乗れないではないですか。だから、提案理由の中にそういったことが一切ないのであればいい。要するに議員が削減されてもあなた方共産党は、これはもちろんこの提案は続けるということで認識してよろしいのですね。

古沢議員

先ほどのことも関連しますから、一言だけ話させていただきます。皆さんも御承知のように、この提案はこの議事に突然のように、「ある意味ではいよいよ追い込まれたか、共産党」とおっしゃる方もいらっしゃいますが、切り札的に出したものではないということは御承知いただけたと思います。3 月の議会で、この考え方については、予算修正案という方法の中で皆さんに提案をいたしました。その際に、予算修正案は昨日の議論の過程で言えば、修正案に反対する、賛成するという、その立場の問題もありましたけれども、私は最後に修正案という総体で賛成

できないという場合があるのであれば、この 1 点だけで共同で皆さんと議論しませんかということと呼びかけもさせていただきます。ですから、そういう意味で言えば、再度言いますけれども、12 月からの議員定数の議論の発展の中でこういう態度表明をして、皆さんに問題提起をさせていただいています。条例提案をさせていただいているということです。

それともう一つは、今、横田委員がおっしゃったように、提案に当たって趣旨説明は当然会派ですから、私どもの考え方は述べます。しかし、条例を可とするか否とするかというのは、極めてこれは法律的な態度表明ですから、条例の限りにおいて可とするか否とするかというのは当然のことです。それに対して、提案した私どもの見解としては、御承知のように、議員定数は削減すべきではないという見解の下に、こういう条例提案に至ったのだというふうに説明しても、これは提案する会派としては当然の立場だと思うのです。ですから、そこのところではなくて、出された条例案そのものについて議論を深めていきたいし、質問していただきたいというふうに考えます。

横田委員

これもまたお答えになっていないのかと思いますが、私が言っているのは、今、古沢議員が後段に言われましたけれども、明らかに議員定数を削減しないかわりにという趣旨ですよ。これ、だれが聞いても。それに議員定数を削減しようとしている今我々が、それはいいですねというわけではない。それであれば、単に 2 パーセントの上積みとそれだけずっと言ってくれば、これはまた考えますよ。しかし、私が冒頭に言いましたように、それは検討会議すべきだと。パーセントを幾らにしましょうか、あるいはどうしましょうかという話は、やはりそういった会議の場でもむのが正当ではないかと思しますので、だからそういったことで、今古沢議員が言われたのとちょっと見解が私どもは違うということでありますので、その辺は御了承ください。

議案第 30 号の提案説明の金額について

それと、あまり長くやっても、今日は時間がないので、昨日の数字が合わなかった部分を事前に古沢議員とすり合わせといたしましょうか、確認をさせていただきましたけれども、何を言いたいかというのは、これもまた提案説明ですけれども、要するに今回出された条例案によって、平成 15 年当初と比べて 1 年間で 3,900 万円の財政効果が満たされますという言い方です。これは昨日も言ったので繰り返しませんけれども、この 7 パーセントにする、それから 20 パーセントの加算をやめるということだけでという前置きですから、だから 3,900 万円というのは明らかに間違っていますよね。これは 2,800 万円だと私は思います。だから、1,000 万円ちょっとぐらいが、これはもう既にこれまで積み重ねてきた費用弁償だ、視察の 2 年に 1 回だとか等々で海外視察も含めてですけれども 1,000 万円になると、それが入っているのだと思います。ですから、正確に言うと、議員報酬 7 パーセント削減、期末手当の 100 分の 20 の加算を廃止することで、2,800 万円です。だから、ここで明らかに提案説明が間違っている。さらに、これはちょうど議員 4 人分を削減した分に当たるというくだりがございまして、これも違う。現在の 5 パーセント削減している議員 1 人あたりは 723 万 9,000 円何がしです。昨日も打合せをしました。これを 4 人減らすと 2,800 万円です。それにこれまでの財政効果 1,200 万円、これは 5 パーセント削ったやつです。これを足すと 4,100 万円です。だから、比べるべきは 4,100 万円と 2,800 万円を比べなければなりません。同じではないのです。議員 4 人を削減した方がずっと多いといいましょうか、1,250 万円ほど多いわけです。その辺の提案理由が正確ではなかったのではないかと思いますので。わかりますよ、3,900 万円の中にはもろもろが入っているという昨日のお答えもわかりましたけれども、今私が指摘させていただいたようなことについては、間違いではないわけですね。

古沢議員

横田委員が御指摘された点について提案説明において不十分さがあったのだとしたら、それは率直に認めます。それと、昨日指摘された数字上の問題についても、これは私どもと異にするものではありませんから、これは計算上一致する点ですから、そのとおりだというふうに思います。ただ、何度も言いますように、3 月の議会でも、そして修正案の提案のときにも、そして今回も趣旨は変わらないということは皆さんお聞き取りいただいていると思

うのです。再三言うように、15年度当初に今期議会を構成したときと比べて、提案されている定数削減は次期の議会構成にかかわる問題ですから、この今期議会を構成した以降、議会の中で皆さんと協力し合ってどういう努力がされてきたのかということ、我々自身の議員各位と一緒につくり上げた財産として確認した上、つまりおっしゃられた数字、旅費等の見直しも含めれば、単年度で言えば、おおよそ2,200万円弱ぐらいになると思いますが、そういう効果を上げる財産を我々はつくり上げたわけです、この期の議会で。これに対して、私どもは新たに上乘せをすることによって、おおよそ3,900万円弱の効果を上げることにつながるのだから、結局、今期議会構成時と比べればおおよそ、これも皆さんで議論をいただいておりますけれども、議会費の中における議員1人にかかわる若干アバウトな数字ですが、経費は幾らかというと、約1,000万円程度だというふうに議論の中でもはっきりしてきましたから、ですから、そうしますと、次期議会で言えば、4人削減というふうに数字上、財政効果上はなりますよというふうに説明させていただいています。

それから、先ほど横田委員がおっしゃったことで一言だけ触れておきますが、私たちの条例改正案は、仮に先に採決される議案第29号が可決されたら、横田委員がおっしゃるように、我々は定数削減反対なのだからということ、それならこの提案を下げるという筋合いのものではありません。4名仮に削減されても、30号はぜひ実現させていただきたいというふうに考えています。

横田委員

共産党としては珍しく、素直にといいましょうか、こういうふうに提案説明に一部表現の違いがあったというか、そうですね、そういうことをお認めになられたと。認めていないの。

古沢議員

表現の違いというか、そういうふうに受け止めていただいていたのだとすれば、多少足りなかったのかなというふうには思っております。間違っただということではありません。

(「表現ミス」と呼ぶ者あり)

横田委員

私は間違っていると思うのですけれども。あまり細かいことに目くじらを立てませんけれども、要するに4人削減の方が明らかに今の7パーセント、20パーセントカットよりも金額は多いということです。同じではないということです。

(「当然です」と呼ぶ者あり)

そうですね。これはお認めになりました。だから、提案説明ではちょうど議員4人分に当たりますという説明ですから、これはちょっと見る人が見る、聞く人が聞くと、誤解を受ける表現かなと思いますので。

古沢議員

申しわけありません。何度も説明しているのです。15年度今期議会を立ち上げたときの議員32名の議会費の中における

(「十分わかります」と呼ぶ者あり)

議員に係る経費と今度、来年構成する際に、私どもの考えでは同じ32名でいって、なおかつこの条例を可決いただければ、これまで皆さんと努力をして積み上げてきたものに乗せることができて、それが結局数字、財政効果というふうに言えば、約4名ほどに該当するではありませんかというふうに説明しているのです。

横田委員

あまり細かい数字をやりとりしてもあれですけれども、明らかにこの歳費の分だけを見ると、提案なさっている歳費の分、月額と手当の20パーセント加算の分ということでございますから、これだけを見ると、真水といいましょうか、金額だけで、純粋に比較すると、4人削減の方が一千数百万円多いわけです。これはお認めになられると思いますので、それだけはしっかり言っておこうと思います。

定数削減と地方自治法について

最後に、定数の方に若干戻りますけれども、昨日来、条例で28、30を割ったその数を制定するのは、規定するのは、地方自治法に抵触するといいませんか、地方自治法違反であるという北野委員の御意見が開陳されております。これはお立場もそうですし、共産党としての戦略ですから、多少ちょっと強引でもそういった論を提案者に向けるのは、これはやむを得ないと思うのですが、私はどうも昨日の逐条解釈を読んでも、それから本当につたない、法律の知識はほとんどないですけれども、どういうふうに見ても、下限のない地方自治法を根拠として28、30以下が地方自治法に触れるとは思いません。思いませんし、これは私だけでなく、後ほど提案者からの発言があるかどうかは別にしても、私は思いませんし、たぶん共産党だけの解釈でないかなというふうに私は思います。それで、冒頭に言いましたように、北野委員はそういう御意見ですけれども、これは聞く方が間違っているかもしれませんが、

(「いえ、答えますよ」と呼ぶ者あり)

法律に大変含蓄のある、詳しい古沢議員が、私は本当にこれが抵触して違反だとは思っていないと思うのですけれども、逐条解釈に、仮に百歩、二百歩、三百歩譲って、一つ下位の区分の上限数をよりさらに下にすることは望ましくない程度でも書いてあれば、まだ、ああ、そうかなとも思いますけれども、そういったことは一切書いていないわけです。人口が10万切って、下位の区分に入ったら、上限数は変更しなさいというのは当たり前の真ん中のことでありまして、それをもってして法違反であるというのは、私は納得がいかないわけです。もし古沢議員がこれについて御解釈をお持ちであれば、それをお聞かせいただきたいと思います。

古沢議員

私どもが提案している条例案に対しての答弁とはちょっと外れますけれども、

地方自治法第91条は昨日議論になった点ですね。そうしたら、なぜ上ぶたを決めておいて、下ぶたが決まっていないのかと。決めずにして第91条の第2項は超えない範囲というふうに規定しているのか。これが実は現場で大混乱をもたらしている最大のものなのです。ですから、これさえなければ、くしくもおっしゃられましたけれども、この範囲ということを多少でも示しておいてくれれば、もっと違うのにというのは、私も全く同感です。なぜ、そういうふうに規定しなかったかという意味は、ちょっといろいろ考えてみなければいけないと思うのです。実はここはこれからこの議会の中でも議論をどんどん進めていかなければいけないと思うのですが、参考までに。

(「簡潔にひとつお願いします」と呼ぶ者あり)

地方分権のかかわりで地方自治法第90条、第91条が改正されました。従来の法定定数から条例定数に変わって、条例で決めなさいと。そして人口区分を大きくくりにして、いわゆる上限数値を決めました。その議論が盛んにされていたときに、我が議会の側はどういう態度を持っていたかということ、一つは参考までに知っておいてください。

平成10年の2月に全国市議会議長会と都市行政問題研究会というところが、こうした地方自治法の改正についての議論経緯の中で、こういう態度表明をしています。そののところだけ紹介します。法定定数を減少させている当時の減数条例による現在の定数が、減数条例、特別な場合ということの規定の下で減数を認めていたのですが、その定数が上限となることのないようにするとともに、下がっているからということでそこに合わせないでくれたのです。することのないようにするとともに、法定定数の基準については、この法定定数の基準についてはというのは表現は妥当かどうかはちょっと疑問符が付きましますけれども、意味するところは理解いただけると思うのですが、法定定数の基準については、議員数の幅を設けるなどの措置を求めるといふように、極めてわかりやすく全国市議会議長会側はこの法律改正の議論経過の中で態度表明をしています。つまり上ぶただけで、下を示さないという、現場に混乱を持たせるようなことはやめてくれと。それから、そもそも法定定数、当時の現行第91条で言えば、法定定数を下回っているということを追認するようなことはやめてくれということ、これを議会側は態度表明を

していたのです。ですから、地方の側は地方の議会が住民自治、団体自治を守っていく、地方自治の本旨を確保していくという、そこで具体化していくというためには、やはり守るべき議会の希望というのははっきりさせてほしいというのが、態度表明として一つあったのではないかということと、さらにそれが発展して、これは議会の中でも若干紹介しておきましたけれども、今年の 4 月に第 2 次地方議会活性化研究会というところがさらにわかりやすく言っています。これも若干紹介します。

(「いや、古沢議員」と呼ぶ者あり)

いえいえ、答弁中ですから。せっかく答弁してくれと言うのですから、答弁させてください。

今年の 4 月に議会側はこういうふうに言っています。これまでの活性化努力にもかかわらず、住民の議会への風当たりは一向に弱まる気配が見られず、どこでも定数削減圧力はとどまることを知らないのが現状だと。この逆境を乗り越える方策の大前提は、議会が民主的自治の根幹たることの認識を住民の間に広め、その縮減が結局は住民に不利益としてはね返ってくることを知ってもらえないというふうに言っております。そして、そう言った後に、議会の本来最も重要な役割である議案の策定や提出に当たって発想の転換が求められる。これは我々に対しての呼びかけです。国に依存する受動的な姿勢と決別し、住民の需要に発し、議員自身も積極的に提案していく議会本来の姿に切り替えていこうではないかということを行った後、定数にかかわってこう言っています。最終答申です。議員定数について、提言 1、議員定数削減を是とする風潮は、議会制民主主義を危うくする。議会の存在意義を身を持って示すことにより、この流れを阻止するように努力をする。これが提言の 1 です。これは若干コメントが加わっていますけれども、期するところ、

(「簡潔にひとつ」と呼ぶ者あり)

議員削減は、議会無用論だとか、議会制民主主義否定につながるおそれがあるのだと。議会活動の活性化により、その存在意義について住民の理解を深めていただく、住民に知っていただく、これ以上の削減は極力食い止めるように努力する必要があるというふうにも最終答申は述べているわけです。それと、上限値の問題についても触れています。提言の 2 の中で、先ほど説明した、全国市長会、平成 10 年に言ったところに戻りますが、そこにつながるのですが、各議長会が従来提唱してきた議員定数の完全条例化や上限値廃止を引き続き要求するというふうにも今年の 4 月に言っているのです。従来 3 議長会により提唱されていたのだと。完全条例化や上限廃止論は引き続いて要求していく。これが議会側が議論を進めてきて発展させてきている見解なのです。これはぜひ御承知いただきたいと思います。

横田委員

いろいろな答申なり見解なりがあるのは承知しました。しかし、古沢議員らしからぬ答弁だったと思うのですが、私は地方自治法のどこにどういうふうにも抵触して違法なのかという部分を聞きたかったのです。これは法ですから、構成要件に該当すれば、それは違法になるわけですよ。だから、その辺を聞きたかったのですけれども、いろいろな見解はあるのは私も承知しています。ですから、それをもって、それが地方自治法違反だというふうには、到底考えられないというのが私どもの意見です。いや、わかりました。いいです。

それで、共産党に質問できるのはあまりないことですので、最後にいたしますけれども、昨日の答弁の中で過去のいろいろな行政のことに對して、こういうふうな事態になったのには、我々は何ら責任はないという趣旨の答弁をされていましたね。

(「自負しているのです」と呼ぶ者あり)

自負しているということですね。マイカルや石狩湾新港やその他のことを言っておられるのでしょうかけれども、そのときには共産党も議論に加わって、議会の構成員としておられたわけですよ。それなのに、いや、あのときは我々は反対したのだから、それは責任ないというのは、聞いていて、これは非常に違和感を感じました。先ほどもちょっと触れましたけれども、共産党が昔のいわゆる民主集中制は、今は変わったのでしょうかけれども、党の決

定は無条件に実行しなければならないのだと。少数は多数に、下級は上級に、個人は組織に党の決定はうんぬんというのがありますよね。これは昔の話でしたから、私、今の党の規約を見てみると、党の意思決定は、これは党内のことですから、私が望むことですから、私もこれを言ったら怒られるかもしれないですけども、民主的な議論を尽くし、最終的には多数決で決めるとあります。そして、その 3 条の 2 項、決定されたことはみんなでその実行に当たるのだということですよ。これは仮にそのときに反対されても、やはり決まったことはみんなでやっということ、こういうことだと思っております、共産党の党内組織原則では、それを議会に当てはめないで、当てはまっていないですよ。

(発言する者あり)

いやいや、議会でみんなで多数決で決めたことです。採決で多数決で決めたことに、いや、あのときは我々は反対したのだから過去に責任はないという言い方は、私は聞いて違和感がありましたということですが、この答弁を聞いて私の質問を終わります。

委員長

できるだけ簡潔をお願いします。

古沢議員

横田委員の質問はなるほどわかります。ただ、組織論の混同が極めて甚だしいのではないのでしょうか。一つの目標、一つのイデオロギー、一つの綱領ですね、これは政党であればどこも基本的には持っていると思うのです。そういうもので構成される組織と、それから広く市民、有権者の一票一票で選ばれて議会を構成する議会の場とは、およそ違いますから。

(「それはいろいろな意見を言うのはもちろん構いません」と呼ぶ者あり)

だから、もう一つ、およそ近代的な組織というのは、民主的に議論をして多数決でもって決めて、決まったことについてはみんなで実行していこうというのは、わかりやすく言えば、ちょっと乱暴な言い方ですけども、町内会であれ、政党であれ、流れるところは同じなのではないのでしょうか。だから、これはひとつ答えになっているかと思えます。私はそういうふうに思っております。

あと、何お聞きでしたっけ。

(「過去に何ら責任ないというのがちょっと」と呼ぶ者あり)

昨日も正確に言いました。

(「一緒に議会を構成していたわけですから」と呼ぶ者あり)

私たちはそういうような財政が、特に正確に言いますと、平成に入ってから、平成 3 年、4 年度以降ぐらいから一気に借金が膨れ上がります。その借金が膨れ上がる起債残高の大きな事業を振り返ってみたときに、我々が要するにわかりやすく言えば、無駄が多い事業については、反対してきたと、そういう自負心はある。ただ、横田委員、その後私言いましたけれども、そのときに我々も議会を構成していた一員だと。市民との関係で言えば、こんなに借金をつくった小樽市議会が我々の声はどうやってこたえてくれるか。例えばそれは議員を削減してほしい、若しくは議員の報酬を減らしてほしい、そういう声にどういうふうにかたえるかというときに、それは議会として皆さんと一緒に考えて答えを出すことができないだろうかということから、今回我々はこういう提案をさせていただいています。責任がないから一切関係ないと。我々は責任がないから議員報酬は共産党だけ下げないで、他の会派の皆さん下げてくださいという提案をしているわけではないということ、極めてわかりやすく言えば、そういうことですから。

横田委員

ちょっと違いますけれども、終わります。

委員長

自民党の質疑を終結し、平成会に移します。

小林委員

ありません。

委員長

平成会の質疑を終結し、公明党に移します。

斉藤(陽)委員

昨日の質疑で、若干確認できなかった点がありますので、議案第30号の提案者に今日は質疑に絞って簡潔に2点、伺わせていただきます。

役職加算について

まず、報酬と役職加算の当、不当という問題なのですが、報酬については、昨日、古沢議員がこれは不当だと考えていないということを明言されました。一方、この役職加算の方については、平成2年ころにこの役職加算導入の経緯に疑問があると。それから、その役職の困難度に応じてという、その判断する区分についても問題提起をされたということはわかります。ただ、はっきり役職加算そのものが不当なのか、不当でないのか、これについては聞けませんでした。結局不当なのか不当ではないのかという部分をはっきりしていただきたいと思います。

古沢議員

月額報酬がありますね。それと期末手当があります。今回提案させていただいた根底には、月額報酬と期末手当でいいというのが私たちの提案です。期末手当のうち、計算過程の中で20パーセントの加算がされるようになっていますが、これが職員給与条例とのかかわりで、役職手当加算分が市長の裁量でといいますか、市長が20パーセントの範囲で決められることができるというふうに条例上はなっているわけですね。それを議員報酬の期末手当に踏襲するとか、その考え方でこの20パーセント加算が入っているのだとしたら、それは違うのではないのでしょうか。月額報酬の中で当然見られているはずですから、役職加算の20パーセントというのは、昨日も言いましたように、その職にある者、例えば市役所なら市役所の職員でその仕事の困難度等に応じて加算をする、民間との調査比較検討の上、それが必要だというふうに人事院制度の下で給与の大もとを決めていく、その制度の下で導入されてきているのだと。その是非をここは論ずる場所ではありませんから。個人的には私、若干の見解は昨日述べました。是非についてはここは論ずる場所ではないですから。

この議員という職の中で、いわゆる役職加算としての20パーセントを導入するということについては、これは適か不適かといえば、不適だという、適当だと思いません。役職加算ですから、我々議員と昨日も言いましたように、常任委員会の副委員長、委員長、副議長、議長というふうに職の困難度に応じて加算額を上乗せするという発想は、議員という職の場合には必要がないというふうに考えています

斉藤(陽)委員

不当とはおっしゃらなかった。不適だと。そういう不適な役職加算を共産党も含めて我々はいただいているわけです。そういうことに対して、それほど不適なものであれば、今提案されているわけですがけれども、提案される前に、その不適なものを返納しなければならないのではないですか。そちらの方を先に考える、そういうことになるのではないですか。

(「公選法上できないだろう」と呼ぶ者あり)

古沢議員

これは議会の意思決定で決めるしか返す方法はないのですよ、我々の場合は。どうやって返納できますか。かえ

ってお尋ねして申しわけないのですけれども、我々はそれは許されないのですから、皆さんと合意の下にそれを廃止することによって受け取らないという方法しか選択肢がないのです、方法としては、ですから、今回提案しているのです。

斉藤(陽)委員

役職加算について適当でないというような判断を今共産党が示された。

議案第30号の財政効果について

最後にもう一点なのですが、廃止する根拠として、不適だから廃止するのだとおっしゃるわけですが、最終的に財政効果についても昨日何点が伺いました。今、横田委員もおっしゃいましたけれども、いろいろな年度途中の問題だとかありますけれども、我々は4人の議員削減を提案して、1人当たり1,000万円という話もありましたけれども、1人当たり750万円と見積もっても年間3,000万円です。1期4年間で1億2,000万円の財政効果がこれがあると明確に示しているわけです。これに対して、共産党の今の提案というのは、実際幾らの財政効果があるのだと。いろいろ細々数字がありましたけれども、1期4年間で幾らなのだという数字をきちんと示していただきたい。我々は1期4年間で1億2,000万円、明確に数字を出しているのですが、従来からの分がどうのこうのとかそういうのではなくて、純粋に上乘せ分で1年間で幾らだと。1期4年間で幾らだという数字を出していただきたい。

古沢議員

横田委員のときにもかかわってくるのですが、比較の起点が違うのです。私たちはこの議会を32人で構成しています。15年の5月以降です。ですから、そのときと比較をして、そのときから議会活動として、例えば市民の疑問や市民の願いに17年度にこたえる形で一つの到達点をつくりました。そのことを市民の皆さんに知らしめる努力というのは、私たちの議員活動として、しっかりやれたかどうかという反省も一つはあるのです。市民の皆さんの大方は知らなかったと思うのです。年間で2,200万円。

(「前置きはいいいから、すきっと数字を挙げてください」と呼ぶ者あり)

ですから、そういうことで15年度当初と比較をしたら、そういう努力も含めて、上積み分で年間で約3,900万円、これだけの効果がありますというふうに、そうしたらそれに4年掛ければ、おのずから数字は出てくるのではないですか。

斉藤(陽)委員

きちんと数字を挙げて。要するに共産党は、従来やっている5パーセントカット、その上に7パーセントにする。だから、2パーセントの差ですよ。その2パーセントと、それから期末手当の20パーセントの加算を廃止するのだという提案ですので、それを要するに起点がどうのこうの、もういいですので、1年間で幾らになる。4年間で幾らだと。この数字で、金額ですばりお答えいただきたいと思います。

古沢議員

答えたつもりなのですがね。それと、あえてつけ足すとしたら、要望にこたえらしたら、横田委員に質問していただいて確認した数字です。月額報酬と20パーセント加算廃止することによって、15年度比との関係で言えば、この分だけで言えば、私どもの提案で言えば、1人当たり89万円、横田委員も出していただいていますけれども、15年度との比較で言えば、

(「これはFの数字だと思います。現行から共産党の分をとということですから、1,692万円」と呼ぶ者あり)

上乘せ分というのは、1人について言えば、約50万円ちょっとです。それだけを皆さんと一緒にカットして、いけば財政再建と一緒に取り組もうではないかというふうに提案しています。

斉藤(陽)委員

いや、そういう難しい議論を聞いているのではないです。単純に1期4年間で幾らの削減になるのですかと。我々

は 4 人の議員を削減して 1 億 2,000 万円、そのほかにもあるわけですがけれども、我々の全体の一致した削減分も既にあるわけですが、そういうのは全部除外して、新たな提案として 1 期 4 年間で幾らの削減効果が出るのだと。金額でお答えいただきたい。

古沢議員

だから、上乗せ分で 50 万円ちょっとと答えたではないですか。それに 4 を掛けてくださいよ。

斉藤(陽)委員

金額でお答えいただきたい。

古沢議員

何を期待されているのかわかりませんが、そうすると私たちは提案していることに基づいて答えるしかないのですが、15 年度当初と比べたら、皆さん方と努力をして 1 年間約 2,200 万円、その財政削減、議会費の削減に到達しました。そして、今度 2 パーセント上乗せをして 20 パーセント削減することによって、おおよそ 1,600 万円少々上乗せができます。ですから、これで 15 年度当初と比較をすると約 3,900 万円、これだけの効果が上がりますというふうな答えで不十分ですか。

斉藤(陽)委員

そういうことを聞いているのではないです。我々は、1 年間の議員の報酬がおおよそ 750 万円、報酬といいますが、1 人当たり 750 万円、それが 4 人で 1 年間で 3,000 万円、それが 1 期 4 年間で 1 億 2,000 万円の削減になりますよと。これは明確ですよ。

古沢議員

いや、明確でないですよ。なぜ 750 万円ですか。750 万円ではないでしょう。

斉藤(陽)委員

おおよその金額で 750 万円です。

古沢議員

おおよそで言うのであれば、730 万円弱ではないですか。

斉藤(陽)委員

私も計算しましたがけれども、5 パーセントカットの金額で計算して 727 万円ぐらいになります。

古沢議員

だから、それが 750 万円になるのですか。

斉藤(陽)委員

そのほかに、さらに視察だとか。

古沢議員

それは外して質問しているのではないですか、あなたは。

(「真水でやれよ」と呼ぶ者あり)

斉藤(陽)委員

私も実際共産党の提案に沿って議長、副議長、議員、それぞれの 7 パーセントカットの金額を出して、それに 12 か月掛けて、またさらに 20 パーセントカットについても期末手当についても計算させていただきました。きちっと金額で出ます。差引きの効果額、報酬の方から見れば、1 年間で 342 万円程度です。20 パーセントカットの金額、差引き効果額、これは 1 年間で 1,300 万円ぐらい、1,316 万 3,304 円です。こういう金額が出ております。それで、この 1 期 4 年間の共産党提案の差引きの合計額を計算しても 6,632 万 9,000 円、6,633 万円弱。4 年間でこのぐらいの財政効果ですよ。それと、我々が今提案している 1 期 4 年間の 1 億 2,000 万円。このほかにさらに削減、全会一致で決定をした削減は別ですよ。この分で 2,200 万円あるわけですから。こういう財政効果を比較すれば、財政効果の差たる

や歴然たるものではないですか。この財政効果だけから見ても、全然違ふと。どちらの提案がすぐれているか明白でないかと思えますけれども、もう一度共産党の見解を聞きたい。

古沢議員

今、斉藤陽一良委員が示された数字、2パーセント、20パーセントについての生の効果額、昨日答弁していますから。合わせて1,600万円と少しというのは、他の委員の質問に対して、私は答えています。ですから、これは新しい数字でも何でもないので。それを4掛けるとおっしゃるとおりです。けれども、比較検討するときに、起点が違うところで、私たちの起点はここで、あなたたちはここだということを承知して、ここで見ていたら、こんなに差があるではないかと質問されても、これは答えようがないですよ。昨日から一貫して15年、皆さんと一緒につくったこの議会の中で積み上げた努力にさらに上乘せして頑張れないだろうかというふうに提案しているのです。

斉藤(陽)委員

スタートラインをそろえて、ここからスタートで丸々で年間の効果額は幾らですかと聞いているわけですから、そのように答えていただきたいと思えます。

これ、幾らやっけてもらちが明かない話ですけれども。

もう一回最後に聞いて終わりたいと思えますけれども、いろいろなかなか理解できない理屈がたくさん出てくるわけですが、そういう理屈はやめにして、定数削減にどうして賛成しないのだと、賛成するべきではないかというふうに聞いて、終わりたいと思えます。

古沢議員

簡単に言います。提案した条例案に対する質問と大きく外れますけれども、これはこちら側にいる提案者と質疑の中で議論がされることだとは思いますが、私たちはこれはもう再三、12月の議会から議員定数というのは市民の側に立って考えるべきだということを表明しつつ、慎重に時間をかけて十分審議をしましょうと。特別委員会を設置するのであれば、閉会中にも十分審議をしませんかというふうに提案をさせていただいているのです。それをことごとく2日に限るとか、そういうふうに言っていたのはどなただったのですか。私らはそういった点で言えば、議員定数の問題というのは、本当に議会の役割、自殺行為につながるかもしれないという重要なテーマなのです。ですから、我々はこの議員定数の削減に反対だという態度、私、議案とのかかわりで答弁でなくて、私個人として言えば、4名削減には賛成できないということは、これは12月からずっと言い続けています。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木(勝)委員

昨日も話をしているのですけれども、小樽市議会として積み上げてきた財産というものを、いま一度確認したいということで昨日は話をしました。

その一つは、議員に課せられている仕事と申しますが、そういうものと市民が受けている議会の議員というのにかい離があると。与えられたテーマに基づいて一生懸命議会としては議論しているわけですが、それがどうも市民に認識されない、そういう様相です。議会の活性化研究委員会をつくって、今求められている議会の要素と申しますが、三大要素というのは、開かれた議会であり、それから審議の充実だとか、そして議員の資質と、こういうテーマを持って続けてきて、一定の成果を上げてきた。それはいろいろな立場があるだろうということはあるけれども、意見一致するところを時間をかけて作り上げきたという、そういう財産があるのではないかと。

もう一つは、この議員定数の問題は、さかのぼれば4年前、4年前、4年前とこうあるわけです。40の定数を36に下げた。それを今度32に下げた。その中で、今求められている答えというのは、議員報酬の関係については、報酬審議会があるわけですから、そこにゆだねられるべきではないかというふうに私は思うのです。その発展から、

今回定数の問題と財政再建の一助になるということで積み上げてきた財政再建に関する小樽市議会検討会議での審議、このところを一定程度う余曲折しながら15年度、16年度に向かって一定の成果を上げて、現在に至っている。それは一つには、昨日話したように議員報酬の問題、期末手当の役職加算の問題、それから視察旅費の問題、会派視察や委員会視察、議会運営委員会視察、海外視察、会議出席費用弁償、そして政務調査費と、こういうところについては、多いか少ないかは別にして、他の市に例のない議会の議員の皆さんと知恵を出しながら、一定の成果を出してきたというふうに思うのです。そういうことからして、残ったのが議員定数の問題と、こういうふうには受け止めているものですから、今議会に課せられた課題というのは、4定、1定と結局は折り合いがつかなかった定数の問題をめぐって、一応の結論を出す今議会だというふうには私は思っているのです。

そこでこんがらがってきたのが、財政効果を出すために、新たな提案という共産党の方から出てきたという形がありますけれども、私は一定程度議員の報酬関係については、新たな局面を迎えるわけですから、議論をしていかに報酬があるべきかということは、別な機会にすべきだと思っているのです。区別と関連だというふうに思っていますから、そういうことから考えれば、定数についていかに折り合いをつけるかということの集中審議だというふうには私は受け止めているのです。

議案30号の取扱いについて

そういう関係で、これまでの確認してきた内容とそれから新たな問題に対する向かい方、このところを一定の整理をつける必要があるかなというふうに思うのです。だから一応、本議会第1回定例会から出ていますけれども、共産党から出ている2パーセント上積み、手当加算の関係というのは、前回の第1回定例会のときに一定の結論を見ているわけですから、下げろというのではないですよ。議論経過の中で対比するにも共通素材がなかなか合わないというようなことがありますから、そういう面で考えれば、集中審議をする内容からすれば、私は第29号の提案に決着をつけると、こういうふう思うのです。それについてはどうですか。

古沢議員

いずれにしても29日には決まるわけですよ、第29号にしても第30号にしても。今、佐々木勝利委員がおっしゃったように議会の活性化、私は2期目の議員ですから、そう深くは立ち入れませんが、議員になる直前の10年以降、14年、そして今回、それで会議録など何度も読み返していますけれども、今、委員がおっしゃったような活性化に対する努力の方向づけというのは、全体として進められてきたのだな、この議会はという、そういう受止めはしています。今、市民から問われているのは、この活性化の努力がどのように進んできたのか、佐々木勝利委員もおっしゃったように、議会では頑張っているのだけれども、それが市民には伝わっていないのではないだろうか、そういうじくじたる思いも含めて、我々に今問われているのだと思うのです。これまで方向づけした基本的な方向については共産党も賛成してきているわけですから、ぜひ大いにその点で言えば、議員の資質の向上、議会の公開、市民のできるだけ参加できるような機会を広げる、いろいろなことが議論されてきておりますから、そういう方向は一層強めていくべきだというふうに思います。

それともう一つ、第29号と第30号がここに抱き合わせになってしまっているわけです。これは議会運営委員会の中で議論して決められて、そして本会議で付託先がここにというふう決められてくる経緯があるのですが、そういう意味ではおっしゃる意味合いのことはよくわかります。ただ、この議会は定数だけ決める議会で集中的にやって決める議会で、この報酬の問題は別の議会でというふうな理解はしていません。審議する場所が一緒でよかったのかどうかということは、意見がいろいろ出るのだなというふうには率直に感じています。

佐藤議員

私の方に聞かれたかどうかわかりませんが、答えたくなりましたから答えます。

議員報酬の問題を審議会に任せるとするのはちょっと違うですね。議員報酬を値上げするときだけは審議会に任せ、値下げするときには任せする必要はございません。ですから、共産党がこういう提案をするのは、至極もっ

ともだと思えます。ただし、いわゆる各党による財政再建に関する小樽市議会検討会議は何だったのだろうという思いがするのです。私たちは、この次の4年間も含めて財政再建するまで頑張っていこうということで、あらゆる面で話し合っ一一生懸命頭を突き合わせて、そして各党の代表がここまでやろうということで、そのとき決めたのです。それが後から1党が見直しました、足りませんでしたと。そういうたぐいの話ではないでしょう。それなら、今後各党がそういうことを決めていって、後から違いましたと言って、どんどんどんどん削っていくのかと、切り崩していくのかと。それでは各党で同意した意味がないのではないかと。検討会議で大きな一つの枠をつくったのですから、これは権威あるものだと、私はそう思っていますよ。その権威を1年足らずのうちに取り崩すというやり方は、私は共産党に反省を求めたいと思っています。

古沢議員

委員が質問されたのは私に対してだと思って答弁したのですが、公開討論の場ではないので、交通整理をきちんとしていただきたいと思えます。いや、議員同士が討論形式でやるという方向は、これからのテーマにはなると思えます。大いにやればいいと思えます。

佐々木(勝)委員

2人に求めたのです。確認をきちっとしていく決意を含めて、それをあいまいな形になったままで、不十分で整理がつかない状態でこの場に来ているということを、私は言っているわけです。だから、その立場で古沢議員の押さえはどうかと。それから佐藤議員も確認違いであればこれは別なのだけれども、だから報酬の関係と言ったのは、それは上げる下げるという部分で、上げる分は前に経過がありますから、それは報酬の関係を議論したのは検討会議なのです。そこから出発しているわけです。だから、議論をすべきところと場所、機関がいろいろあるわけですから、その場所で積み上げてきたものを否定するようなことになってくると、いや、おかしいぞということになるわけですから、たまたま財政効果の議論だけになっているけれども、やはり寄って立つべきところの部分もしっかりと確認して、押さえて、その上に立って、今ここで何をすべきかということを中心審議すべきだというふうに私は思えます。

古沢議員

昨日からそれに関しては、何度か答えていますけれども、検討会議という場を通じて積み上げてきている。結果として議会での意思決定があって、そしてそれが財産ということになるわけですがけれども、その財産をつくり上げる上で検討会議の場が大きな役割を發揮してきたし、これからもそういう場になるだろうということは否定しません。同時に、私はその場に出ていませんから、昨日も言いましたように、あれこれ「てにをは」については承知していませんが、例えば議論が分かれたこと、合意したこと、いろいろありますね。合意したことをその場で合意しながら、それを覆すような提案を私どもはしていません。合意できなかったから、例えば議員定数も提案されているのでしょから、議会の場で公開の場でそういう議員の提案権を活用して大いに議論するということは、大いにありだなというふうに思っております。

佐藤議員

私たちが検討会議を開いたときには、かなりの労力を使って、おたくの団長に聞いてもわかりますけれども、やってまいりまして、そして完ぺきな合意を見ました。ですから、合意したところを崩したわけではないという話は全く違うと思えます。合意したところを崩したのです。

佐々木(勝)委員

今日こうやって公開して話をしている中でも、受止めの違いがあるというふうな不自由さというのか、あえて思い違いだという、さっきの数字の分というのはやりとりの中ですから、確認されたことを、押さえが今となって違うというのではなくて、一歩先に行くということの提案権は、これはあるということは否定しないです。ただ、今まで積み上げてきた財産というものを、さっきは自民党の方からは当然そういう問題については検討会議の方に投

げかけるべきでなかったのかと、こういう話がありましたけれども、そういう経過をたどって今日こういうことで、マルかバツかという、提案されている内容ですから、私は経過上から考えて会派の皆さんは判断すると思うのです。だから、共産党の分もこれで終わりではないわけですから、さらに努力をしていくというものですから、私が聞きたいのはそれぞれの確かめてきたことをみんなでやはり共通理解に立った上で判断していく、こういうことが必要でないかというふうに思います。以上です。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時17分

再開 午後 2 時50分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

菊地委員

今さら何をとお思いかもしれませんが、改めてお尋ねします。

人口5,000人に1人の根拠について

提案者の方々は、人口5,000人に1人の議員数が適正との判断したのは、どこに根拠を置いて導き出されたのか改めて尋ねたいと思います。

佐藤議員

小樽市というのは、昭和30年代に1回20万人になったことがあるのです。このときに定数が40名、これで議会が構成されまして、議会としては十分な審議ができたという意味では、5,000人に1人だったと。これは小樽市の歴史と今までの実績からいって、この5,000人に1人というのは適当な数であろうと。それをあまり超えたことがないということで約5,000人に1人と、こういう理論だと。

菊地委員

昭和30年代とおっしゃいましたか。

(「昭和38年から9年」と呼ぶ者あり)

地方自治体の役割、それから状況が大きく変わっていますし、私はこの3年と少々、議員に当選させていただいて議会のやりとりを聞いて、本当に先輩議員の皆さんの論争を聞きながら、市民の皆さん方の中のいろいろな要求、そういうものが多いのだなというふうに考えながら、また質問の数々のやりとりで勉強させていただきました。

陳情の文面を見まして、なぜ文面にくみすることはできないのかと考えたときに、市議会議員は少数精鋭であるべきというところにひっかかりを持ったのです。私も精鋭ではあるべきだと思います。私は日々自分自身の議員活動を振り返りながら、それを戒める意味でも精鋭ではあるべきだというふうに考えています。ただ、少数であるべきとは考えないです。佐藤議員が昭和30年代5,000人に1人の議員で十分審議ができたとおっしゃいましたけれども、その間の情勢の変化だとか、地方自治体の果たす役割の大きさを考えたときに、陳情の中にありました少数精鋭であるべきのくだりになぜ疑問がでるかということ、議会に声を届ける窓口というのは、できるだけ広くあけておくべきではないかというふうに考えたのです。そして、その中に寄せられた市民の皆さんの声が、どれだけ真しにとらえられて審議されるか。そのことについては陳情者の意図するところは酌み取ることができると思うのです。そういった窓口は広くとっておくことにこしたことはない。ですから、市民の財産である議員の定数削減に議会が

みずからくみするべきではないというふうに考えているのですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

佐藤議員

私も基本的には議員というのは多い方がいいと思うのです。これが30人でも50人でもいいのです、多い方が。地方自治法で縛られていますから、そんなことはできないですけれども、多い方が議論もできるし、いろいろなことができる。ニュージーランドなんかは議員は無報酬ですから、議会というのは夜しかやっていませんから。そういう形をとれば、それはそれでいいのかもしれない。ただ、私たちは報酬をもらって議員をやっています。報酬をもらっている以上は、やはりある程度の兼業している人もいるかもしれませんが、やはりこれだけで生活している人も出てくるという意味では、一定の報酬をいただかなければ議員というのはお金もかかる仕事ですから、これは必要になってきます。ですから、人数の枠と、それから報酬の額と、これをどう見合わせていくかというのが非常に大きな命題なのです。ですから、5,000人に1人がいいのか、4,000人に1人がいいのか、あるいは6,000人に1人がいいのか、この辺のことは議論があると思いますけれども、私は5,000人に1人ぐらいで実績があるからそのぐらいでやっていければ、報酬の枠も市民が納得できるぐらいの報酬の枠でできるのではないかという理論に立って、今こういう提案をしているわけです。

菊地委員

くしくも先ほど我が党の提案しています議案30号に対して、公明党の質疑の中で、4人減らした方が財政効果が数段違うのだというふうに指摘されていました。その少数精鋭であるべきの少数の意味するところが、やはり財政効果の大きさというふうに、そこに帰するのかなというふうに思ったのですが、それが大きな理由になるのでしょうか。

佐藤議員

陳情は私が出しているわけではありませんし、陳情者が出してきているので。

(「賛成するんでしょう」と呼ぶ者あり)

いや、私は一切触れていませんから、陳情が出てきたのはいろいろあるでしょう。ただ、私は陳情の願意というのは妥当だと。皆さん方がよく言っていますよね、願意は妥当だと。そこでもって陳情は採択をしようと思っています。

北野委員

最初に、昨日提案者が保留していた、これお配りしたのをよく読んで今日お答えするということがあったから、昨日詳しくやっていますが、絞り込んで若干だけ聞きますから、教えてください。

地方自治法第91条第2項の解釈について

まず、提案者に伺いますが、地方自治法第91条第2項「市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ」とあります。この中で「各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない」というふうにあります。この範囲内という意味は、あなた方はどういうふうに受け取ったのですか。

森井議員

一応提案をしているので、自分の方からまず答えさせていただきたいと思います。

昨日も議論の中で上限を超えない範囲という言葉がかなり議論となったのかなと。特にその中の範囲という言葉の意だと思うのですが、あえてこの文から離れて辞書で調べてみました。範囲と皆さんがお話しされているのは囲むという意味合いがあるのだということをつぶん言いたいのだと思うのですが、当然範囲にはそういう意味合いもあると思うのですけれども、どの辞書を見ても、範囲というのは囲むという意味だけではなく、こぼさないとか、又は抑える、ここまでとか、そのような意味も持っていますし、さらにはこのような条例上にのっているように、決まりとか規則とかそういう意味合いも持っています。つまりは上限という言葉に対してここまでという意味合い

ですから、必ずしも下限の話はされていないというふうに辞書の方を読ませていただいて、改めて感じております。

もう一点、自分自身、1 期目だからということをお願いにはしたくないですけども、解釈において必ずしも能力が高いとは思っていません。事実、今回、他都市の話は私を出させていただきました。これは初めて昨年12月の定例会のときに議案を出させていただいたときは、実はまだそれを調べていなかったのです。いろいろな話、第91条の話とかに至るに当たって自分だけで解釈できない部分もあるので、2月議会のときに他都市の状況を確認したいと議会事務局の方と一緒に調査をさせていただきました。その結果が、今まで伝えているとおりですけども、28.54だったのです。最初からこれを知っていて28というのを提案していたわけではないのですけれども、そのときに昨日のお話の中で、今までそういうことを持たずに議論されてきたのではないかというお話がありましたが、北野委員がおっしゃるように、そのパイプと呼ばれるこれを他都市の人が知らないわけではないのではないかなと私は思っています。つまりは、それを知っている事実の中でも、その解釈が共産党がおっしゃられる解釈ではなく、我々と同じ解釈だったから、そこまでの議論が高まらずに31という数字を割っているという現実が他都市の状況、つまりは28.54、118都市の半分以上は31という数字を割っているという、そういう事実がそこにあるのではないかというふうに思っております。

また、詳しい解釈は私の話では納得されない場合があるかもしれませんので、こちらにもう何年も議員をされている方がいらっしゃいますので、さらに解釈が出てくると思いますが、一応提案説明として話した背景としては、このように考えております。

高橋議員

つけ加えではないのですが、昨日北野委員がその範囲というお話をされておりました。具体的な数字でいくと、31から34が範囲ではないかというお話でした。

(「範囲内ね」と呼ぶ者あり)

範囲内ね。私も法律の解釈に詳しくありませんけれども、何回も読みましたけれども、どうしても31から34だというのが理解できないというのが私の意見でございます。

それで、何か文献がないかということいろいろ探していただきました。ここに地方自治法質疑応答集という第一法規から出ているものがあります。これを読みます。「地方公共団体の議会の議員の定数は地方自治法第91条第1項の規定により条例で定めることになっているが、この定数は、地方自治法で定める都道府県、市町村、それぞれの人口区分毎の数を超えない範囲内で定めなければならないものとされている。しかし、議員の最低限の数については、法律上明文の規定は置かれていない。地方公共団体の議会は、合議制の議事機関であり、会議によって事を決めるのが原則であるから、合議体の成立要件として少なくとも3人以上の構成員が必要であると言える。したがって、理論上は3人までは減少することができ、またそれが定数の限度でもあるが、間接民主制をとる地方自治制度の本旨から考えて、民意を代表するに足りるだけの議員数は確保されてなくてはならないであろう」と。「それでは、民意を適切に代表すると考えられる定数はどのようにして定めるかという問題になると、抽象的に議論することは困難であり、その団体の地理条件又は歴史的沿革等をもって勘案して、慎重に判断しなければならないであろう」と。いずれにしても、「それぞれの地方公共団体が議会運営を効率的に行うに必要な数を自主的に決めることであるが、その場合、議員定数は数が多ければ多いほど審議が公正になされるというのではなく、議員数を少なくした方がかえって運営が円滑な場合もあることを考慮すべきである」という内容でございます。

北野委員

私が聞いたのは、単純な話であって、第91条第2項で言っている「各号に定める数を超えない範囲内」という表現があるから、範囲内というのは何かと。昨日、古沢議員も答弁で言っていましたけれども、上限があるのなら、範囲以内だから下もあるだろうと。だから、法で言っている範囲内というのはどこを指すのですかというのが、私の質問なのです。いま一度お答えいただきたいので、この点にかかわって、森井議員や高橋議員から今いろいろ答

弁がありましたから、それにかかわったこの次の質問で改めて伺っていききたいと思います。

佐藤議員

範囲内ということ、今は3名以上ならいいだろうという話でしたけれども、私は範囲内というのは第89条との関係だと思うのです。第89条の、議会を構成しなければならないというのが地方自治法にあって、その範囲内であれば許されるということであって、下限は議会を構成する範囲内、上限は10万から20万だったら34と、5万から10万なら30と、こういう考え方が正当であると思います。

北野委員

明確な答えになっていないと思うのです。第2項で言っているのは、皆さんも文章があると思うのですが、各号というのは第11号までであるのです。だから、小樽の場合で言えば、今問題になっている第6号と第7号にかかわってでもいいです、範囲広げなくていいですから。だから、どういう範囲を意味するのかということを知っているのです。だから、3人以上とか、そういう見解があるというのは私も承知しています。だから、そういう上に立って、我々は議員の数を決める場合は、地方自治法第91条に基づいて決めなければならないですから、この第91条の解釈を統一していかなければならないから、今議論しているわけです。だから、その範囲を広げないで第91条第2項で言っている次の各号に掲げるといのは、第6号、第7号に、いわゆる我々としては注意を払っていかねばならないわけですから、そこを聞いているのです。

大橋議員

ずっと議論している問題ですけども、非常に明快な問題であって、上限の人数だけを定める。それ以上明快な答弁はないと思います。

北野委員

同じ平成会の森井議員が範囲内ということについて辞書を引いて答えられた。大橋議員はそれを否定する底なしの答弁というのは、ちょっといかがかというふうに思うのです。範囲内だから上があって下があるのです。そこをどうするかということで、今議論しているわけですから、今の答弁というのはちょっとピント外れだと思います。

そこで質問を進めます。

同じくこの逐条解説にかかわってですけども、いろいろな見解があるというのは私も聞いていますし、高橋議員が今答弁された第一法規の解説もあります。それから、私が昨日引用した旧自治省の中島さんの説もあるわけです、だから、さまざまないろいろな説があるわけです。しかし、新しい自治法がつくられて、それぞれの条文でどういうふうに、条文だけではわかりづらいというのが大体みんな一致したところですから、これをどう解釈するかというのは、昨日来議論している、資料として皆さんのところに行っている地方自治法の逐条解説で普通はやるのです。ですから、いろいろな説があるのは私もわかるから、私は中島さんの説をとれば、そちらの方は第一法規の方を持ってくるとか、いろいろ見解が違ふ意見があるのです、いわゆる地方自治法に詳しい人たちの間でも。だから、最終的にはここに依拠して決めなければならないと、私はそういう立場なのです。だから、昨日言ったように、この解釈、説明で必ずしも我が党はそういう意見はないから、そこで第91条第2項の解釈で逐条解説に基づいて言えば、どういうことになるかということで説明してください。

佐藤議員

昨日あった中島さんのですね、逐条解説の。これに関して昨日じっくり読ませていただきました。全く31から34という根拠はありません。あれはこじつけとしか言えないのです。

北野委員

いや、中島さんのは議員の削減でなくて、あり方をどうするかというお話であって、定数については私はそのところを引用していません。

佐藤議員

昨日言ったところは、ここですよ。1のところの人口減少傾向にある場合の人口減少のうんぬんと、このところは全く違う解釈だ。これ、言っているんですか。

北野委員

いや、私が言っているのは、それぞれ学者の間で、あるいは関係者の中で意見が違うから。

佐藤議員

そういうことはありません。31から34なんていう意見はどこにもありません。はっきり言っています。

北野委員

いや、だから、私もそういうことは言っていないのです。法律を解釈すればそうなるのではないですかと言っているのです。

佐藤議員

なりません。だから、はっきり言います。昨日、あなたが引用された人口減少傾向にある場合のところは全く違います。小樽市で言えば、例えば10万を切るときに、9万9,990になったら、これは前回の10万から20万の34とか32で選挙したらだめですよという話ですよ。

北野委員

そうですよ。

佐藤議員

そうですね。

北野委員

それは逐条解説にもそうやって書いてある。

佐藤議員

そうですね。だから、そのところを昨日聞かれたから、私もゆっくり見たのですけれども、そんなふうになっていないし、ほかのどこを見たって、そんな31から34なんてないですよ、北野委員、それは。

北野委員

31から34というのではないのです。だから、皆さん方が下限がないのがおかしいと言ったから、私もそれはそうだと思うのです。だから、あなた方が1ランク人口の少ない区分のところの小樽の議員の数を置くということについては、おかしいのではないかという問題提起をしているわけです。

だから、私が昨日第91条第2項の問題で引用したのは、今、佐藤議員がおっしゃったように、下位の人口区分になった場合に、そのすぐ上の、上位の区分の32とか34のまま選挙をやったらこれは無効になるから、適切に1ランク下、小樽が人口10万割った場合ですよ、ちゃんとそういう場合はそうしなければならないというふうに書かれているくだけがあると。だから、そのところでうんぬんではないのです。それは当たり前のお話ですから。だから、そのところで、下位の人口区分というくだけがあるのです。だから、上位の区分もあるだろうということになるわけです。そういうことで私は問題を立てているわけですから、それは勘違いしないでください。上位というのは第6号の意味ではないですか。

佐藤議員

下位と上位と違うのですね。10万から20万が現在の小樽市だったら、下位というのは10万以下です。上位というのは20万以上です。そういう意味です。

北野委員

そうですね。だから私が聞いているのは、下位の人口区分とあるから、だから法令で第91条第2項で言っている説明は、下位の人口区分になった場合は選挙無効になるから適切にちゃんと減らささいよと。だから、そこで言

う下位の人口区分があるのだから、ここで言えば、第91条第2項第6号ですよ。ここで言ったのは第6号のことを指して下位の人口区分と言うから、その上の上位はどこになるのですかと言ったら、当然第7号の人口10万人以上20万人未満でしょう。そんなのは当たり前の話です。だから、佐藤議員がおっしゃるように、第7号を基準にすれば人口20万人以上ということになるわけですから、それは当たり前の話ですね、そこでは何も異論ないですから。だから、ここで言っている人口区分で、上位とかいわゆる下位の部分とかそういうふうに書かれているから、私はそののところに一つは注目して人口区分でやっているわけだから、そののところにやれば31から34の選択しかないのではないかというふうに主張しているのです。だから、31から34でなければならないなんて、そんなこと書いていれば、こんな議論なんかにならないのですから、解釈が分かっているから、私は地方自治法の逐条解説に基づいて、そこで一致しなければならないのではないですかと、こういうふうに質問しているわけです。

佐藤議員

人口区分というのは、ただ単に5万から10万とか10万から20万の一つの区分けですよ。ですから、この人口区分という言葉があるから、その下に行ってはいけないとか、そういう取決めは全くありませんし、どの本を見てもありませんから、もし北野委員がそういうことを言うのだったら、その証拠になる部分、昨日これを出したのですから、これと同じようなもので証拠になる部分があったら論拠を示していただきたい。

北野委員

先ほど来言っているように、これがバイブルなのですから、いろいろ意見の違う学者とかなんとかあるのです。本も出されていると。けれども、そういうのを持ってくると、どれをとったらいいかという基準がなくなるから私はこれで統一しないかということをやっているのです。

それで、下位の人口区分というふうになるから、逆に言えば、第91条第2項のあの解説を逆にすれば、小樽が人口が20万人を超えた場合は、当然1ランク上の人口区分、第5号です、ここの上限を超えない範囲で決めなければならないということになると思うのです。上限は定められているわけですから、そういうことになると思うのです。だから、そういうふうにとっていけば、第91条第2項の各号に定めるという第1号から第11号までの人口区分というのは、やはり重みがあるし、この人口区分で範囲内というふうに解釈するのが普通ではないかと。確かに佐藤議員がおっしゃるように、下限という表現はないから、だから混乱をもたらしているのです。けれども、この地方自治法をどう読み取るかというときに、これを参考にすれば、素直にとればそういうふうになるのではないかということなのですね。

それで、もう一つ次に進みますから、同じことの議論もあれですから。

それから次に、同じく解説の中で、昨日もちょっと触れました「各地方公共団体が議員の数を自主的に決定できる範囲が広がることも考慮された」とあるのです。これはお読みになったと思います。ここのくだりはどういうふうに理解するか。

佐藤議員

まず、人口区分に関しては上限としかありません。これははっきり今言っておきます。

北野委員

いや、それは私も認めているのですよ。

佐藤議員

ですから、下の30以下になることが違法だなんていうことは全くございませんという話をしておきたいと思いません。

あとは、自主的に任せるということは、これはもう当たり前の今は民主主義の世の中ですから、自主的に任せるとするのは、地方議会もこれからは独立していかなければいけないと。地方によっては市の基本条例なんかをつくって地方の憲法をつくっているところもあるという意味では、私たちが成長しながら、国からどうこう言われぬ

で自分たちで独立していくことができる。その中で議員数も決められるし、報酬も決められるということをやっているものであって、今後そういう形でもって進めていこうと思います。

北野委員

自主的に決定するから、下限という表現がないから、どこまで下がってもいい。佐藤議員は底なしでなくて、一定程度のところまで合意しなければならないというふうにおっしゃっていますから、そのところで意見が分かれるのですが、今、佐藤議員に聞いた点では、もっと厳密に答えていただきたいのです。解説では、こうなっているのです。前の法定数より低い上限数が新たに設定されたら、地方分権一括法で。その場合、人口区分を前の18より11に大きくりにした方が、細かな人口区分のまま上限数を設定する場合に比べて、主体的に決定できる範囲が広がることになることも考慮されたら。そういうことを考慮して、大きくりにしているのだと。だから、人口区分がやはり前提になっているのです。だから、そのところを考えると、18よりは11ですから人口区分の幅が大きいのです。だから、その人口区分で上限数が定められているわけだから、その人口区分の範囲で選べるわけですから、小樽の場合は今は31から34というふうにした方が、前はそんな文句がないのだから、減数条例でやる以外、適用して減らす以外方法がなかったのですから、40となっていたわけですから、ところが今回の場合はそうではないわけですから、今度の自治法というのは。だから、そういうことを考えれば、人口区分ということがあくまでも前提になっているのではないかと、こういうふうに地方自治法を読み取るのが普通ではないかと。

おっしゃるとおり、下限という表現がないから、どこに置くかということでみんな七転八倒しているわけです。だから、私はないけれども、上限に対してこういう解説がなされていると。上限と、それから範囲内とか、人口区分とかその範囲内とか、いろいろな表現があるわけです。だから、そういうふうにするべきでないのかということまで聞いているわけです。

佐藤議員

人口区分の大きくりというのは平成11年に変わったのですけれども、これはやはり今非常に時代の流れが速くなって、合併なんかもういぶんあちこちで起きていますし、それから人口の減少なんか非常に速い流れで起きてきている、小樽なんかもうそうですけれども。そういう中で、5万ずつ区切るのはどうかという議論があって、その中から10万から20万という大きくりでくっついてきたら、こういういきさつがあります。

それからもう一つは、やはり31から34というのは、これはどうしても理論的には納得できることではありません。人口区分という言葉があるからそれでいいのではないかという話ではないと。これはさっき言ったとおり、逐条解説、こちらにもありますけれども、理論的には間違いなく3名以上だったら議会はできるのですよと。だから、そこまでの範囲内だったらいいのではないかということも出ていますので、こっちだけでやりましょうとか、こっちの中にも書いていませんから、言っておきますけれども、31とか34とか。

北野委員

そういうことを答弁されましたが、この問題でまた次に伺いますが、同じく今指摘した解説の後で、人口区分の幅に応じて原則4人又は8人ずつ増加させと、あるいは町村については人口区分が繰り下がるごとに原則4人ずつ減少させていくと。この区分という、人口区分に応じて議員の数を8人増やしたり、あるいは減った場合は町村は4人減らすというふうには、絶えず出てくるのはこの区分という表現なのです。だから、これは非常に大事だと思うのです。だから、もっとそのところを考えれば、結局、市については人口区分が繰り上がるごとに人口区分の幅に応じて原則4人又は8人ずつ増加させるというくだりがあるわけですから、当然条例で決める場合は、人口区分のこの幅、これをどういうふうに見るかです。言ってみれば、法律では範囲内ということだと思います。法の第91条第2項で言う範囲内において決めなければならないというのは、私はこの人口区分の幅に応じて決めるのが、法の趣旨ではないかというふうに思うのです。このところは、提案者と大きく食い違うところです。ですから、先ほど高橋議員が引用された合議体だから、3人以上いればうんぬんという説を紹介されましたけれども、しかし今

度の地方自治法でどう言っているか、昨日も私は解説しました。町村の場合は提案権あるいは修正動議の提出が8分の1から12分の1になったと、こういうことも勘案して12人というふうに言っているのです。これは上限としては言っていますよ。しかし、やはり議会も合議体として考えるのは、町村の場合は人口が減っても2,000人未満であっても12人が必要ではないのかと、委員会の構成、その他から言って、そういうこともこの条例の解釈から生み出していく必要があるというふうに思うのです。ですから、あなた提案者と私とで大きく食い違いますが、さっきから言っているようにいろいろな説があるけれども、その中で少なくともいろいろ意見があっても、ここに書かれていることからどう読み取るかということが必要なのです。ですから、私はそういう点で28は法令に抵触する可能性があるから、これはやはりよく考えて、議案第29号について再検討していただきたいと、そのことを求めて、まず見解を伺いたい。

佐藤議員

私も読み方というのはいろいろあるのだなと思います。私はどう読んでもそういうふうには読めません。28にすると法令に違反するだとかということはどうやってみても読めない。あらゆる本を読んでもそんなことは書いていません。ですから、それは北野理論だろうとは思いますが、私はそういうことに納得できませんし、法律にもし本当に違反するのなら、小樽市の共産党として提訴するか控訴するかして、きちっと法的決着をつけていただきたいですよ。そんなことはできないでしょう。笑われるでしょう。

北野委員

そういうことは、本来お互い議員同士だからしない方がいいと思うのです。けれども、今申し上げてきたように、解説書の中で、自治法の解説で、政府の権威ある人が書いていることです。政府が発行はしていませんよ。しかし、これはバイブルと言われているものだから、いろいろな学者の説があるけれども、ここで読み取っていかざるを得ないと。

だから、率直に言いますと、やはり今度の地方分権一括法で下限を決めなかったというのは、皆さんのように理解をして、人口区分に関係なくどんどん減らしていった方がいいということが、やはり前提にあると思うのです。だから、先ほど古沢議員が指摘したように、この地方分権一括法が議論されているときに、議長会の方ではそれでは困りますということで意見を上げたのは、やはり正解だったと思うのです。しかし、政府もなかなかですから、際限なくなるとられたら困るから、きちんとこの解説の中で、地方自治法第91条第2項で書いてあることはこういうことですよということちゃんと読み取れるようにしてあるから、ここでどう読み取るかあなた方と私どもは解釈が違うと。だから、私の意見に賛成できないと、こういうことです。これは私は党派を超えて、ここに依拠して法の解釈をすべきでないかということだけは強く申し上げて、抵触の疑いがあるということだけを述べておきます。

次に進みます。

何回も聞いているのですが、財政問題は質疑に当たらないから答えられないというお話です。しかし、私は何回も申し上げていますように、財政再建に関する小樽市議会検討会議が立ち上げられて、財政が緩くないから議会として議会経費を削ることを相談しようではないかということで始まっているのです。だから、もともとは議員の定数の問題でも報酬の問題でも財政問題が前提になっているのです。それで、この間盛んに4人削減のキャンペーンを張ってきた北海道新聞が、3月21日号に報道部長名でこうやって書いてあるのです。「市の財政が厳しさを増し、好転の兆しが無いことはたびたび指摘してきたと。住民の側はそれを肌で感じているからこそ、市民生活にかかわる分野での経費節減を受け入れてきたと。バス優待乗車証、ふれあいパスやごみの有料化、文化団体、イベントへの補助金カット、市民が耐えている事例は枚挙にいとまがない。」これ全部私が議会で言ったことですよ。これを道新が引用しているだけです。だから、やはり財政問題が議員定数削減の根底にあるということは明白なのです。ですから、私はそういう点で、財政問題で聞きたいということなのですが、昨日聞いたら、理事者に聞いてくれと

いうつれない返事だったので、今日は理事者の方をお呼びして、時間の範囲で私は質問をしていきたい。

マイカルと財政問題について

まず、小樽市の財政を悪化させた小樽独自の要因、私は国の地方交付税の削減が非常に大きいということは後で指摘しますが、ここではマイカルの問題だけにしておきます。新聞報道であるとおりに、旧マイカル小樽の市税滞納は15億円と報道されていると。17年度の決算見込みで14億5,000万円の赤字が出たので、繰上充用をやったわけです。だから、マイカルの滞納分が払われていれば、17年度は別に赤字にならなくて繰上充用しなくてもよかったのです。そういうことですよ。

財政部長

報道にたしかそのように掲載されていたというふうに思いますが、直接的に何度も申し上げていますが、それがそうだとかどうだとかということは申し上げられないのですけれども。

(「そんなこと聞いていないから」と呼ぶ者あり)

小樽市の滞納額の調定ペースで年度当初でも31億円を超えています。ですから、そういう意味では我々の財源確保の一つとしては、当然そういう滞納額をできるだけ多く財源として取り込んでいきたいと、そのようにして努力していかなければなかなかきつい状況は続いていくと、そういうふうには認識しております。

北野委員

小樽ベイシティ開発は市税を払える経営状況にはないというのは、関係者が一致して指摘しているのです。だから、市長も我々の厳しい追及に、つぶれたらどうするのですかと、こうやって開き直ったことがありますよね、皆さんもお聞きになったとおりで。だから、市税を払えば成り立たない経営状況であると。だからこそ、ああいう事態になったと思うのですが、だから根本的にまだ立ち直っていないと。そういうふうを考えますと、こういう低成長に向かうときに、あの巨大な商業施設を立ち上げたことにかかわって、賛成して進めてきた人の責任というのは、やはり問われなければならないのです。だから、大橋議員も謙虚に12月議会のときは、ああいう答弁をされた。私は耳を傾けて推進した側の一人としての答弁を聞きました。

しかし、そうはいつでも、現実に存在するわけですから、これが新たな小樽市の財政の悩みの種の一つになったのです。ところが、陳情の文章を見たら、恐らく私のことを言っているのだと思うけれども、12月、3月の議会を見て、過去の責任追及に終始しと言っているのだね。過去の市政運営の責任追及に終始しと、議員定数が白紙に戻ったのは残念だと、こういう表現があるのだけれども、私は責任追及だけでなく、こうしたらいいのではないかということは、これは議員の側の提案というのは限られていますから、市長より権限がないわけですから、皆さん御承知のように、毎年の3月議会での予算修正案に、ここに我々としては対案を示して、建設的に財政再建の方向を示していると。だから、市長の原案より市民のためになるし、あるいは借金の規模を減らすということはその都度提案説明でその内容を説明してきているのです。

そこで、結局、陳情者の言うのは、小樽市がそういう財政の圧迫になる新たな要因をつくったと。この責任を追及されたら困りますということなのですから、これは市長や推進した人に大変都合のいい陳情の中身になっているというのは、これは党派を超えておわかりだというふうに思うのです。

それで、北海道新聞によれば、何か小樽市の財政だけがとりわけ悪いのに、小樽の議会が協力しないのは何事かと言わんばかりに、いろいろキャンペーンを張っているから、全道的な観点で伺います。

幸い財政課長は北海道から来た方だから、全道的な財政の状況に詳しいと思うので、この際伺いたいと思うのですが、まず一つは、いわゆるそれぞれの地方公共団体の財政の状況を表すのに、次の四つの言葉がよく引用されます。経常収支比率、公債費負担比率、公債費比率、起債制限比率、こういう指標というか、表現で自治体の財政の分析をされています。ところで、小樽よりもこれら四つの指標で悪いところ、数が多いところ、どこどこにあるか。34市ありますから、小樽より悪い市をそれぞれ指標ごとに述べていただけませんか。

(財政) 財政課長

道内34市の財政事情の状況であります、直近出ている数字であれば、平成16年度の決算の数字しかございませんので、それで答えさせていただきたいと思ます。

まず、四つのうちの一つの経常収支比率でございますが、小樽市が16年度決算で102.4パーセントとなっております。それで、小樽市よりこの率が高い都市につきましては、都市名ということで、夕張市、赤平市、歌志内市、三笠市、根室市の5市でございます。

それから次に、公債費負担比率につきましては、小樽市が22.1パーセントとなっております。それで、この率より高い率の都市となりますと、網走市、留萌市、砂川市、紋別市、深川市、根室市、歌志内市の7市となっております。

三つ目の公債費比率でございますが、小樽市が20.8パーセントとなっております、小樽市より高い比率の都市は網走市、砂川市、留萌市、歌志内市、札幌市、紋別市、深川市、根室市の8市となっております。

それから、最後に起債制限比率でございますが、これは一般的に3か年平均の数字を使ってございます。それで小樽市が15.1パーセントとなっております、小樽市より高い比率の都市は歌志内市、留萌市、砂川市、三笠市、夕張市、網走市、根室市、苫小牧市の8市となっております。

北野委員

だから、夕張市はああいう不幸な形になったわけですが、小樽市を含む全道の各市、今答弁を聞いたように、小樽市は財政の総合的なランクで言えば、二つに分ければ下位の真ん中ぐらいにいると。これが今の答弁からうかがえると思うのです。

ひところ例えば経常収支比率であれば、市の場合は75パーセントを超えたら、これは財政が硬直化するからいろいろ対策をとれということで、警鐘が鳴らされていたのです。それから、公債費負担比率、これについては20パーセントが危険ライン、15パーセントが警戒ライン、これはつい最近まで言われていたことで、これは皆さんも聞いておられると思うのです。公債費比率、この比率が10パーセントを超さないことが望ましいと言われてます。それから、起債制限比率、これについては20パーセント以上になったら、これは限定されていますけれど、借金を認めないと、これこれのことは借金を認めませんと。30パーセントを超えたら、さらに厳しい、借金認めないということになるわけです。そういうふうと言われて、1970年代以降、こういう基準に基づきながら、それぞれの自治体が財政を健全に運営させるために努力をされてきたと思うのです。

ところで、財政部に伺いますが、私が今言った経常収支比率以下各指標のパーセント、これは財政部の見解とほぼ同じですよ、心配するパーセントです。

(財政) 財政課長

今ありました経常収支比率ですとか各比率に関してでございますが、経常収支比率につきましては過去都市におきましては75パーセント以上、町村につきましては70パーセント以上ということで、これが妥当な数字だと言われてきました。

北野委員

いや、今のことを言っているのではないよ。要するに、当時は、都市の場合は70パーセントを超えたらうまくないうというふうと言われていたのでしょうか。それは私の言っている比率は間違いないでしょう。そういうことだけです。現在のことはこれから聞きますから。

(財政) 財政課長

当時はそのように言われておりましたという状況でございます。

北野委員

そこで、今、課長から答弁いただきましたけれども、全道34市の現在の経常収支比率、1970年代に75パーセント

を超えたらうまくないというふうに言われていたのですが、現状はどうなっていますか。

(財政) 財政課長

先ほど75パーセント、平成2年当時ですとか、20年前であれば、今、北野委員からありましたように、75ですとか70という数字が恐らく指標であったことは確かなのですが、現在、平成16年度の決算、先ほども答弁させていただきましたが、それでいきますと、道内の34市、いずれも妥当だと言われる75パーセントを超えております。これにはいろいろ経常収支比率の計算ですとか、北野委員からありましたように、交付税も数字に使っていることから、率的には近年上がる率が小樽市をはじめ、各町村、率が高くなっております。これが一応経常収支比率の方でございます。

それから、もう一つありました公債費負担比率でございますが、先ほど北野委員からありました警戒ラインと危険ライン、これにつきましては、現在も使われてございまして、警戒ラインの15パーセントを超える都市につきましては、残念ながら小樽市も含むのですが、32市でございます。外れるのが室蘭市と千歳市以外の道内の32市が15パーセントを超えております。それともう一つ、危険ラインの20パーセントとなりますと、これも先ほど私の方から答弁させていただきましたけれども、小樽市も含みまして17市でございます。

あと、公債費比率も。

北野委員

公債比率ね、10パーセントを超さないと言われているわけですが。

(財政) 財政課長

公債比率につきましても、財政の用語の辞典なんかを見ますと10パーセントという数字が出てくるわけですが、近年これにつきましても、道内の市町村、いずれもそういう状況にありますけれども、年々高くなってきております。それで、残念ながら道内の市、34市いずれも10パーセントは超えております。

それから、最後に起債制限比率ですが、一定以上、20パーセントとか30パーセントを超えれば一定の起債、市債の発行が禁止されるということで、これにつきましては20パーセントを超える市につきましては、道内は16年度の決算では一つもございません。全市いずれも20パーセント以下となっております。起債の発行の制限は、これは発行の制限といいましても、17年度までの制限でございまして、18年度は協議制に移行になりましたので、ちょっと地方債の基準が変わってございます。

北野委員

だから、当時、地方自治体の財政をどうするかが大きな議論になったときの、政府も認めていた基準に照らしても、今の北海道の各自治体の財政状況は、大変危機的な状況に全体として陥っているということは明白だと思うのです。だから、小樽は其中でもどちらかと言えば、大変悪い方に属しているということは、今の財政課長の答弁でも明らかだと思うのです。

それで、こういう財政の中で、いかに財政を再建していくかということが大変大事だと思うのです。我が党は市民に負担をかけるようなやり方はすべきでないというふうにならざるを得ないというふうなところまで、今全国的に大騒ぎになっている、各自治体の窓口で市税の納付書が届いた段階で、テレビに出ていましたけれども、これは間違いでないのかということと、どんどん問い合わせが来ている。小樽市は内線がきかないからずっと話し中です。見に行ったら、課長を含めて職員総出で対応に当たっていると。本来の仕事がとまっているのではないかと思うぐらいですよ、瞬間的に見れば。どういうことかというふうになったのですか、件数その他をお知らせください。

(財政) 市民税課長

6月1日に市民税・道民税の納税通知書が送られてきた普通徴収の方から、その日6月1日以降から相当数の電話が鳴り、窓口に来庁されてございます。件数については、6月1日は202件、6月2日は360件、6月5日は251件、6月6日は147件、6月7日は73件、6月8日は67件、6月9日も67件、12日以降減ってきておりますので、12

日が18件、6月13日は7件というふうで、これで合わせて1,192件の問い合わせが来てございます。この問い合わせに対応したのが、委員がおっしゃったとおり、私を含めて私どもの課の職員17名で対応をしてございます。主な苦情・問い合わせの内容ですけれども、この1,192件のうち、75パーセントの897件が高齢者の税制改正に関するものでございまして、問い合わせの内容といたしましては、去年と比べてなぜこのように高くなったのかとか、計算が間違っているのではないのかとか、こんなに高くなったらもう払えないとか払わない、それから小樽市の財政が苦しいから市民税を上げたのか、楽しみにしていた趣味や旅行などができなくなるのではないかというような内容の意見なり問い合わせでございました。

北野委員

この中で特徴的な、例えば8倍になったとか、そういうような例もあると思うのですけれども、あなた方のところへ苦情として寄せられた中で、一番かい離の大きかったもの、値上げ幅の大きかったものとその理由。

(財政)市民税課長

かい離幅があまりにも大きかったとかというのは、前年の金額だとかによって金額とか率が違いますので、一般的といいますか、一例だけを挙げさせていただきたいと思っておりますけれども、65歳以上で夫婦の方で年金収入だけの方。平成17年度の税額が均等割を含めて4,900円だったものが、18年度は均等割を含めて4万1,000円ぐらいになりました。この理由といたしましては、一つは新聞報道でも言われているとおり、まず高齢者控除の48万円がなくなったこと、それから公的年金収入から所得に換算する数値が最低でも140万円から120万円に20万円落ちたこと、こういう理由でこのぐらいの金額が増えてございます。なお、同じ300万円の方でも、いろいろな社会保険料控除だとかいろいろな控除がございまして、申告しなかった人が申告することによって均等割だけに終わった例もございません。

北野委員

引き続き財政部に伺いますが、財政再建推進プラン実施計画で市税については平成18年度の予算をそのままのせていますよね、19年度以降の計画も。しかし、定率減税の残り半分が廃止になって全廃になったとすれば、小樽市では市税は幾ら伸びることになりますか。定率減税の廃止の残りの部分、半分なくなりましたから。

(財政)市民税課長

定率減税の半分だけの数字といいますと、約2億3,000万円ぐらいです。

北野委員

だから、結局、財政再建推進プランで平成18年度の予算を置いているのは、来年は制度の改正によって2億3,000万円は間違いなく増収になると、こういうふうに踏んでいると思うのです。結局、今回の高齢者控除だとか市民税課長がおっしゃったさまざまな要素が絡んで、みんなが納付書を見た人がびっくりするぐらい増税になっていると。こういうようなことも結局去年の9月でしたか、市議会をくぐってこうなっているわけですから、議案第29号の提案者の方はこれも賛成してきているから、市民をここまで苦しめて小樽の財政をよくすると。これは国の制度に大きな起因があるわけですけれども、私はこういうやり方が主人公である市民を痛めつけて、果たして長く続くのかということが言えると思うのです。

財源確保について

それで、次に伺いますけれども、私はこういうふうに市民を痛めつけていくというやり方ではなくて、小樽市の負担がなく、もっと方法がないかと、そういうことをいろいろ考えました。そこで、財源確保の問題なのですけれども、資料は皆さんにお配りしたのですね、総務部。銭函の土地区画整理事業の資料をお配りしていますね。この資料です。提案者の方に行っていないの。

(「ないです」と呼ぶ者あり)

ちょっと提案者に配って。

これはいわゆる銭函土地区画整理事業で行われた事業で、小樽市が石狩湾新港発足のときに、石狩市から編入になったところでは、そこが基盤整備されて企業の立地を図ると、こういう目的で行われた土地区画整理事業です。これは一般論で財政部に聞きますけれども、私の推定ですけれども、この資料の新川寄り、最も小樽寄りの方、ここに白く囲ってあるところは恐らく現地を見れば原野だと思うのです。パークゴルフ場も含めて、原野のまま残っているというふうに思うのです。そこで、一般論として路線価からいって幾らに評価されるか、同様に原野が造成されたとすれば、一般論としては路線価からいって幾らと評価されるか、固定資産税が幾ら入るか。そういうことで計算してください。一般論で。

(財政) 資産税課長

一般的に市街化区域の原野の評価は、近傍宅地の10パーセント程度ですので、ここの近傍の路線価は平方メートル当たり6,600円ですので、それからいくと10パーセント程度ですから、平方メートル当たり660円というのが評価額になります。大体ここの面積がおおよそ100万平方メートルぐらいありますので、100万平方メートルとすれば、評価額が6億6,000万円。単純にその税額を計算しますと、780万円程度となります。この原野が仮に全部造成されて宅地評価ということになりますと、これの10倍、評価額としては66億円、税額としては7,800万円程度となります。

北野委員

石狩市の方は一部を除いて造成されて、ここは大変固定資産税が入っているというふうに石狩市の方からも聞いているのです。それで、経済部に伺いますが、企業立地の現状、特に石狩湾新港背後地への企業の立地がなかなか進まないで担当者が苦勞されているようですが、現状がどうなって、これからどうしようとされているか教えてください。

(経済) 三船主幹

平成18年の3月末現在での数値でございますけれども、石狩湾新港の小樽市域の部分につきましては、67社が立地をしてございます。分譲されている面積は105.4ヘクタール。分譲率は44.6パーセントでございます。そして、その67社が立地された中で、37社が操業を開始しております。今後、どう促進するかということでございますけれども、不況と言われて長い時期がたっていると思いますけれども、その中で企業の設備投資に対する意欲というものがなかなか向上しないという中で、立地も思うように進んでいなかったということですが、ここへ来まして景気が上向いているという業種がある中で、そういった業種を、まだ売れていない分譲用地に新たに立地していただく、企業を誘致するというのももちろん大切なことと思っておりますけれども、立地をしたものの未操業になっている企業というのもまだ30社ほどございますので、そちらとも接触を保ちながら、着工、そして操業に向けて活動を続けてまいりたい、このように思っております。

北野委員

そういう基本方針はわかるのですが、なかなかうまくいっていないと、苦勞されていると思うのですが、具体的に年間何社ぐらいに当たっているのですか。そして、可能性のある色よい返事、何とか可能性があるというのはどれぐらいあるのか。

(経済) 三船主幹

ここ1年ほどで問い合わせ等のあった状況なのですけれども、必ずしも石狩湾新港地域ということでは数を拾っていないのですけれども、小樽市内全体での数で報告させていただきますけれども、現在問い合わせを受けて、その後交渉が継続されているというものが16社ほどございます。

北野委員

小樽以外の会社は何社。

(経済) 三船主幹

本社が小樽市外ということではよろしいですか。

10社ございます。

北野委員

私が経済界の方から聞いたところによりますと、またあなた方も否定されていないと思うのですが、今、資料で出された原野になっている部分です、白の部分。ここは新川に近いし、あそこから行けば手稲にすぐ出やすいところです。前田森林公園の裏とかちょっと海側ですけども。ここだったら検討したいという会社もあるのです。石狩開発に問いただしたら、小樽市域で造成したけれども、まだ売れていないところがあるから、そこが虫食いになって売れ残ったら困るから新川の方はまだやらないと、こういう説明だったということなのです。だから、いつまでたっても、今なかなか進まないという、こう着状態です。買ったけれども、操業はしない。土地も買ったままになっていると。土地代だけしか払っていない。

資産税課長に聞きますけれども、こういうケースの場合、企業立地して工場を立ち上げていただいた方が土地のままあるよりは税の入りは大きいのでしょうか。

(財政)資産税課長

土地にかかる固定資産税と建物にかかる固定資産税を考えた場合に、やはり建物に係る固定資産税の方が大きいのです。

北野委員

当然、機械やその他にもかかりますから、大きくなると思うのです。だから、やはり企業立地を促進することが必要だと。

それで、石狩開発を担当している総務部に伺いますけれども、石狩開発が破たんして、それまで簡易水道の赤字分は石狩開発が持っていたのです。これが皆さん御承知の経過で、小樽市が払うようになったと。これまで幾ら一般会計から借りて払っていますか。一般会計からの持ち出しで払った総額。

(総務)企画政策室相庭主幹

一般会計からの繰入金という形で措置されておりますが、15年度から実施されております。それから、今年18年度の予算という形で含んで申し上げますと、1億3,990万円、約1億4,000万円というふうに聞いてございます。

北野委員

結局1億4,000万円、これからもこれでいけば、当然水道の使用量によって違いますから、浮き沈みはあると思いますが、企業の立地状況からいったら数千万円の持ち出しが毎年続いていくわけです。だから、私は進出企業の方々都希望しているというふうに伝えられているように、この未造成地域を石狩開発に造成してもらったらどうかと。念のために伺いますが、石狩開発が未造成のところを造成した場合に、小樽市の負担というのは出てくるのかということもあわせて教えてください。

(総務)企画政策室長

委員も御承知だと思うのですが、当初小樽市と石狩開発との協定の中では、造成に係る費用は石狩開発が持つということでの協定でございました。ただ、御承知のとおり、平成15年3月だったと思いますが、石狩開発の再生計画の中で公共事業、この基盤整備事業についてはそれぞれ自治体負担にするという、そういった部分が再生計画の中に盛り込まれております。ただ、ここの部分につきましては、石狩開発と小樽市とでそれでよいか、従前の協定のままいくのか、最終的な整理はしていない、ある意味では協議中という、そういった段階でございます。

北野委員

結局話合いをして結論が出ないから、その結論が出ないうちは、そこの原野のまま残っているところは造成できないし、ここに進出を希望されている企業が進出してくる可能性はないということになりますよね。だから、小樽市の努力がここで求められるのですが、そこで市長がいなくて総務部長に聞きますけれども、石狩開発と強力で話をし、本来石狩開発が負担すべきものを1億4,000万円もこちらが払っているのだから、従前の約束、協定どお

りで、ここを造成しろというふうに話をするつもりはないですか。

総務部長

まず、基本的に委員も御承知のように、石狩開発というのは民事再生計画を提出している会社で、民事再生計画に基づけば、平成15年から平成44年まで30年間にわたって会社の再生にかかると、こういうのが基本になっておりまして、その間のいろいろな従来から、言ってみれば基盤整備のために負担をするという約束事については、これは民事再生計画の中で破棄をするというのが条件になっていたと。したがって、簡易水道の赤字分の負担については、その時点で小樽市と石狩開発で結んでいた約束事の部分は、この民事再生の成立する段階で破棄せざるを得なかったということが経緯でございますので、再び赤字分を出せというわけにはまず一つはいかないということがあります。いわゆる造成計画そのものも、これは実はこの区画整理事業というのは、石狩開発が施工者になって進んでいるわけで、具体的にはこの造成計画そのもの、例えば土地の買収ですとか、今、委員がおっしゃっている新川の付近はまだ民地があったりなんなりしている部分もあるものですから、そういったものの土地の買収についても、一定程度買収費用についての制限的なものもありますし、造成についても今申し上げたように、これから話がある部分については当面的にやっていくにしても、未造成地については30年計画の中では、原則的には30年のうちの14年から28年にかけてやるという、こういう再生計画の中身というふうには承知しておりますので、具体的に今大がかりに造成はやる、土地は売れない、ということになると、石狩開発そのものの投資額に対する収入というのがないわけですから、2次破たんをするというのが目に見えているわけで、そういう中身になっていないということもありまして、今、石狩開発がとっている手法というのは、一定程度、今、委員がおっしゃっている区画整理事業計画を立てているところ、道路の線が入っているところは一応設計ができていますところですから、その区域について進出企業などがあれば、その土地の買収費用と道路をつけたりなどする投資額との見合いの中で、一つ一つ街区単位の中で事業計画を出して、そして認可をもらって、少しずつ進めていくと、こういう形をとっているのが現状でございますので、例えば、今、色を塗っていない左側の道路がついているところのどこかに、ここに進出したいと来たときに、初めて土地が幾らで売れるか、そこに道路をつければ幾らになるか。それなら道路をつけて売りますよという、こういう形の事業のパターンになるということもございまして、会社そのものの存亡にかかわる部分もありますので、この広大な新川地区の部分については、すべて基盤整備をやって、さあいらっしやいという商売をするというのは石狩開発の現状から極めて難しいということだけは申し上げておきたいと思えます。

北野委員

今、部長がおっしゃったように、小樽の側でそういうことを要求できるような条件には石狩開発はないというふうに理解したのですが、そういうことですね。そうすると、小樽の側に進出したいという、そういう会社は、面倒くさいことはやはりだめだと思うのです。きちんと地ならしがされていて、見に行ったらこれは幾らで買えるということで計画を立てると思うのです。会社としては資金計画が必要ですから。だからそういうことを考えると、石狩開発は現状でも、新たなことをしなくても、2次破たんになるのではないかとされているのでしょうか。違いませんか。今のままでいったら好転していきますか。だから、小樽市は幾ら要請されても、石狩開発に再び出資しないと、今のところはですよ。小樽の財政を理由にはしていますけれども、相手の側のことだって考えた上の態度表明ではないですか。その辺はどういうふうに考えていますか。

(総務)企画政策室長

会社の経営の中身についてそれほど詳しいわけではないのですが、今総務部長からもありましたとおり、再生計画の中で石狩開発では、3年ごとの中期事業計画を立てながら事業を進めているところであります。計画を立てて以降、15、16、17と3年間の計画、第1次の中期事業計画が終了したわけですけれども、先日取締役会等もございましたが、その中ではこの3年間の事業計画、分譲あるいはリース等も目標数値を超える結果になっている。ある

いは総売上げについても、目標額が25億円ということで設定したわけですがけれども、この3年間で27億円の実績という、そういった努力の中で何とか再生計画に基づいて会社の建て直しと申しますが、そういったものに努力しているところがございますし、その結果も一定程度見えてきているという、そういった部分もありますので、ここで何もしなくても第2次破たんになるのではないかと申す、そういったふうには認識はしておりません。

北野委員

この問題の最後の方ですけれども、石狩開発から改めて出資を要請された場合は、どういうふうに考えますか。小樽の現状からいえば、大変厳しいと思うのですが。

(総務)企画政策室長

これはいろいろな場面で市長の方からも申し上げておりますけれども、一切石狩開発に支援をしないという、そういった立場ではございませんが、今の小樽市の財政状況からすれば、石狩開発に出資をできるという、そういった状況にはないというふうに考えております。

北野委員

市長が来ていませんので、これは後でこの石狩開発の保有する小樽地域の売却、固定資産税増という、そういうことを考えるということを含めて、これ以外にもいわゆる固定資産税の増収を図る方法というのはいろいろ考えていかなければだめだと思うのです。だから、私は、先ほど指摘したように、政府の地方財政削減で小樽ばかりでなくて、全道の自治体が大変な苦境になりつつあるということは財政部の答弁で明らかになったわけですから、そういう点で新たな財源確保をどうするかということをもっと見えるようにしていかないと、一体市長は何をやっているのだとか、議会は何をやっているのだとか、そういうことになると申すのです。だから、その点で別な機会にこの問題については質問していきたいというふうに考えていますから、石狩開発の保有している土地の新たな進展あるいは企業立地については、一層の努力をお願いしたいというふうに考えているところです。

それで、最後に提案者の方に伺いますが、先ほど市民税課長から話があったように、皆さんが去年の9月に賛成したそういう改正によって、今度納付書が発行されて大変な騒ぎになっているということで、心を痛めていないというふうには私は思わないのですが、そういうことを予期されて賛意を表明されたのですか。

佐藤議員

再三答えていますけれども、質問には答えることはできません。

北野委員

一番肝心な政治姿勢にかかわることですからね。だから、私は再三申し上げてきましたから、今の段階で財政再建に向けて党派を超えて力を合わせるということが大事です。しかし、大きな意見の違いもありますから、あくまでもその違いをどう埋めるかというのは、主人公である市民とか地元企業を応援するそういう政治姿勢の上に立たなければ、私は市民の支持を得られないというふうに申すのです。そういう点でこれは意見ですが、今行っている病院の築港への移転新築の問題だとか、それからプールの問題だとか、それから稲一再開発、丸井今井の後の問題でなかなか進展がないと。むしろマイナス要素として政策投資銀行がさっさと引き揚げてしまう。こういうような財政問題、小樽の将来を考えても、マイナスの問題ばかりがあると思うのです。だから、私はそういうことを市民の間で意見の違うことを強行しないで、この問題についても、市民の意見をよく聞くという立場でやっていく必要があるということだけは強く申し上げて、質問を終わります。

委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4 時10分

再開 午後 4 時40分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより、一括討論に入ります。

共産党、北野委員。

北野委員

我が党提案の議案第30号は賛成、議案第29号は反対、陳情第316号は不採択の討論をします。

なお、12月、3月議会と特別委員会を構成しなければならないようなこういう案件については、議会が各党一致で閉会中継続して審査するというふうになっていますが、今回は議員定数が大きな焦点になっています。したがって、一斉地方選挙まで1年を大きく割り込んでいる段階で、継続して慎重に審査することは必要なことではありませんけれども、しかし新しい候補者も名乗りを上げているようなので、その人たちの瀬踏み行為に対して時間があまりにも短すぎるといふことで、特例として我が党は今回は継続審査は主張いたしません。だから、こういうふうになるような時期に議員定数の削減を提案するというは、私は非常に不見識だということを一言言っておきたい。

次に、議員定数削減は地方分権一括法で市町村の議員定数は全国市議会議長会の努力にもかかわらず、大幅に削減されて、いわゆる11ランクに大きくくりされて削減されているわけです。それをさらに下回る、しかも人口区分が1ランク下、人口5万人以上10万人未満の市議会の数にするということについては、私は同意することはできません。少数精鋭と言いますが、我が党が議会事務局の協力もいただいて、皆さんに示した資料は既に入手されていると思いますけれども、全議員の本会議の発言回数、こういうのを見ても、果たして精鋭と言えるのかというふうに考えるわけです。こういう点については、今後、議会の活性化の大きな議論としていかなければならないというふうに思います。

なお、議員定数の問題で大きく意見が分かれたことに、いわゆる逐条解説でどう法を読み取るかということが私が一番大事だと。この読み取り方で大きな見解の違いが生まれている。我が党は、この問題については本会議で詳しくやりますけれども、議員定数の、今回議論された中で意見の一致を見ていない、こういう問題につきましては、28にするということについては、これは法に抵触する可能性があるということを指摘しておきたい。

続いて、今回、財政問題が議員定数削減の大きな土台になっているわけですが、これが本格的に議論されなかったというのは、まことに残念きわまりないというふうに思うのです。私は財政問題というのは、多くの自治体で私の質問で明らかになったように、全道的に大変深刻な事態に今置かれているわけです。こういう中で、国の地方財政削減、地方財政政策がこれでよいのかということが問われている。しかし、実際に進展しているのは、一層地方財政を削減する方法です。ですから、これをいかに力を合わせてやめさせるかということが、今、小樽市議会にも問われている問題だというふうに思います。

財政問題については質疑でないから答えられないということですが、しかしこれは随所に出てくるわけです。斉藤陽一良委員は4人削減の方が財政効果があると主張していたわけですし、さまざまなことがありました。ですから、私はこの財政問題についてはいかにして小樽市の財政を再建するか、どういう方法がいいかということは、議会でも改めて力を入れて議論していかなければならない問題だというふうに考えるわけです。その点で、財政困難を打開する一つということで、財政効果があるということで議員定数削減が行われていますが、定数というのは、これは市民の権利です。だから、先ほどの理事会の態度表明をとれば、我が党以外は議案第30号の報酬等の引下げ、これには反対ということ。だから、3月議会で修正案を提案したときに、これに賛成しないということで、このままいったら結局議員の数を削って市民の権利は削ると。しかし、議員みずから身を削るということはいない

のではないかと、こういう心配が寄せられたのですが、そういうことになっていくのではないかというふうに思うわけです。財政問題ですが、これは先ほど述べた点もありますが、政府の問題は詳しく本会議でやることにして、小樽独自の問題でも、やはりこれを推進した側に大変大きな責任があると思うのです。私が先ほど引用した道新の3月21日付けの報道部長の話では、市民に負担をかけたのは議会でないかと。議会だけが一切の責任があるかのような表現ですけれども、これは全然間違いですよ。提案したのは市長、これに賛成したのは与党なので、北海道新聞はここのところを正確に書かないとだめだということは、今後ともこういう問題については政党の態度にかかわることですから、私は厳しい批判を全市的に展開していきたいというふうに考えているところです。

それから、小樽独自の問題でマイカルなどさまざまな問題がありますが、これらについて立ち入った我が党の見解、これにつきましては本会議でやることにいたしまして、とりあえず詳しく本会議でやるということをご報告いたしまして、簡単ですが、討論といたします。

委員長

公明党、斉藤陽一良委員。

斉藤(陽)委員

公明党を代表し、議案第29号小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例案に賛成、第30号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案に反対、陳情第316号小樽市議会議員定数削減方についての採択を主張して討論を行います。

議員の報酬をさらに削減し、役職加算を廃止する根拠は薄弱です。結局最後のよりどころである財政効果にしても、議員定数4人削減の半分程度に過ぎません。それよりも、議員定数の削減により、議員相互の切さたく磨、競い合いによって議会の活性化、議会の行政監視機能を高め、政治の改革を進めることこそ、緊急課題であります。したがって、議員定数4名減を求める陳情の願意は妥当であります。

以上の理由により、議案第30号の提案者には根拠も薄弱で財政効果も薄い提案を盾にして削減に反対するのではなく、速やかに4減に賛同することを呼びかけて、討論といたします。詳しくは本会議で行います。

委員長

民主党・市民連合、佐々木勝利委員。

佐々木(勝)委員

議案第29号は賛成の、それから議案第30号については否決の、陳情316号については採択の討論をいたします。

詳しくは本会議で申しますが、第29号についての条例の一部改正案については、これまでも議論を第4回定例会、第1回定例会で行って、一応申合せの中では早い時期に一定の結論を出すという状態でしたが、今回小樽市議会が抱えている常識の範囲の中で、定数4減の声が1本に提案されたということについて評価をし、これについては賛成をいたします。

それから、第30号の議員報酬の関係等について先ほど委員会の中でも出ましたけれども、この問題については、検討会議で一定の結論を出して今議会まで来ているという状況を踏まえるならば、基本的には我が会派はあの5パーセントで満足しているという状況ではありません。そういう意味からして、新たな提案ですけれども、この議員報酬の問題等については、検討会議を立ち上げて、そこで議論をしていただくというふうに提案をする次第であります。

陳情については、先ほど言いましたように、願意妥当ということで採択を主張します。詳しくは本会議で行わせていただきます。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第30号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

起立少数。

よって、否決と決しました。

次に、議案第29号及び陳情第316号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情は採択と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数。

よって、議案は可決と、陳情は採択と決しました。

閉会に先立ちまして一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきましては、付託された案件に対しまして熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも北野副委員長をはじめ、委員各位並びに議案提出者の皆さんの御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。